

議長	副議長	局長	次長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	令和2年 9月15日 (火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時05分
場 所	第3委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	秋元委員長、高木副委員長、千葉・林下・小貫・前田 各委員		
説明員	水道局長、建設部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、林下委員、前田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「令和2年度除排雪計画（案）について」

○（建設）維持課長

令和2年度除排雪計画（案）について報告をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

まず、「【1】除排雪路線の延長等」についてです。

「1）車道除雪計画路線」についてですが、主に幹線道路でおおむね降雪が10センチメートル以上で出動する第1種路線が128キロメートル、補助幹線道路でおおむね降雪が15センチメートル以上で出動する第2種路線が285キロメートル、生活道路の第3種路線が101キロメートルの合計514キロメートルを計画しております。

続きまして、「2）歩道除雪計画路線」についてですが、おおむね降雪が10センチメートル以上で出動する歩道除雪Aが84キロメートル、排雪時に歩道を確保する歩道除雪Bが15キロメートル、状況に応じて作業する歩道除雪Cが14キロメートルの合計113キロメートルを計画しております。

続きまして、「3）の排雪計画路線」についてですが、幹線道路・補助幹線道路の運搬排雪の排雪路線Aが137キロメートル、補助幹線道路・生活道路の投入排雪の排雪路線Bが56キロメートル、生活道路の運搬排雪の排雪路線Cが77キロメートルの合計270キロメートルを計画しております。

続きまして、「【2】の雪処理場等の開設」についてですが、昨年度と同様の箇所の開設を予定しております。

「1）道路管理者及び市民が利用する雪処理場等」につきまして、昨年度同様の6か所を予定しております。なお、「⑥銭函4丁目」につきましては、「⑤銭函浄水場」の受入れが困難になった段階で開設したいと考えてございます。

続きまして、「2）道路管理者のみが利用する雪堆積場」につきましても、昨年度と同様の合計7か所を予定しております。

続きまして2ページ目を御覧ください。

「【3】今冬の除排雪作業に係る主な取組」について説明いたします。

まず、「1）バス路線や主要通学路等を優先した除排雪作業の継続実施」についてですが、主要交差点の見通し確保について、令和2年度は、学校などから要望のあった4か所を追加した100か所の見通し確保を行っていきたいと考えております。

次に、主要通学路の安全確保についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、小学校の3学期の始業式が早まることから、現場状況を確認しながら通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

続いて、観光に配慮した除排雪の強化について、令和2年度は、市道住吉線からメルヘン交差点までの市道山の上線の1か所を追加した12か所の強化を行ってまいりたいと考えております。

次に、「2）適正な除雪費執行への取組」といたしまして、昨年度同様、除雪作業の出動や排雪作業につきまして適切な管理を行い、より効率的で効果的な執行管理に努めてまいりたいと考えております。

また、ロードヒーティングの代替対応における具体的な場所については現在検討中でございますが、交通の安全が保たれる範囲で砂散布等による代替対応での路面管理を行い、ロードヒーティングの稼働面積を縮減していきたいと考えているところでございます。

続きまして、「3）持続可能な雪対策の推進」についてです。

1点目といたしまして、最低保障制度の見直しについてです。本年度は、現行の契約額の一律割合から各業務ごとに人件費相当額及び機械固定費相当額を積算し、最低保障額を算出する方式に変更したいと考えております。

2点目といたしまして、地域総合除雪業務における再委託条件の緩和についてです。より安定した除雪体制の維持を目指し、大雪や感染症等の不測の事態に備えるため、地域総合除雪業務における再委託条件を緩和したいと考えております。具体的には、昨年度まで歩道除雪工と路面对策工のみ再委託を認めておりましたが、本年度につきましては、除雪工や排雪工などの全ての工種について条件付で認めていきたいと考えております。

次に、「4）除雪対策本部の早期設置の継続」についてです。本年度においても、昨年度と同様に11月1日に設置したいと考えております。

次に、「5）貸出ダンプ制度の運用」についてですが、昨年度と同様の制度内容で実施予定でございます。

最後に、「【4】今後の除排雪業務に係る主なスケジュール」を記載しております。

令和2年度の地域総合除雪業務等の入札につきましては、10月26日月曜日に予定しており、11月1日に除雪対策本部を設置し、今冬の除排雪業務に備えてまいります。

また、現段階の予定ではございますが、11月9日より、市役所会場を含む市内9会場にて第2回除雪懇談会を開催したいと考えております。

○委員長

「小樽市雪対策基本計画の策定について」

○（建設）建設事業室主幹

小樽市雪対策基本計画の素案について報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

第2回定例会で報告後、懇話会、分科会等で素案に対する御意見をいただき、修正等を行い、素案としてまとめております。

それでは、1ページを御覧ください。

「図1-1 計画策定の主旨」でございますが、本計画は、人口減少や高齢化の進行など社会環境の変化に加え、除排雪作業を担う建設業の人材不足など、このままでは将来的に除雪体制の維持が困難となる可能性がありますことから、今後も継続して持続可能な除排雪のために将来を見据えた雪対策の指針となる基本計画を策定いたします。

次に、2ページを御覧ください。

「図2-1 計画の位置付け」でございますが、上位計画である第7次小樽市総合計画と短期計画となる年度ごとの除排雪計画をつなぐ中・長期計画となります。

「図2-2 計画の目標と重点施策」ですが、本計画の目標は総合計画で掲げた「北国ならではの自然環境の中、冬期間であっても外出しやすいと感ぜられる環境や安全・安心で快適な市民生活の確保を目指します。」、この目標を実現するために、重点施策として3点の柱立てを行っております。一つ目は「効率的な雪対策の充実」、二つ目は「市民との協働による雪対策の推進」、三つ目は「雪堆積場等の確保」です。それぞれ、克雪、親雪、利雪の視点を持って取組の方向性を定め、具体的取組をこの計画に位置づけてまいります。

3ページを御覧ください。重点施策の体系をお示ししています。

一つ目の重点施策、「I 効率的な雪対策の充実」には、冬の安全で安心な交通の確保と持続可能な雪対策の推進の二つを取組の方向性としております。具体的取組は5項目に分類しており、地域総合除雪体制による安全な交通の確保や除雪ステーションにおける管理運営の効率化、ロードヒーティング設備の計画的な維持・更新などを位置づけております。

二つ目の重点施策、「II 市民との協働による雪対策の推進」では、地域で支え合う雪対策の推進と地域の実情に応

じた雪対策の推進の二つを取組の方向性としております。具体的取組としては7項目に分類しており、生活道路の除排雪支援、砂まきボランティアの推進、地域の実情に応じた除排雪作業の工夫などの7項目を位置づけております。このうち、第2回定例会建設常任委員会で御意見をいただきましたが、市民の皆さんとの役割分担を明記、冬期間、市民の皆さんに守っていただきたいルールについて、宅地内の雪出し禁止や路上駐車禁止などの内容を取組⑩として新たに追加しております。

三つ目の重点施策、「Ⅲ雪堆積場等の確保」では、大雪に備えた雪堆積場等の確保と効率的な雪対策への貢献の二つを取組の方向性としております。具体的取組としては3項目に分類しており、恒久的な雪堆積場等の確保、雪押場の確保、排雪量を減量する工夫の3項目を位置づけております。

4ページから30ページまでには、3点の重点施策についての現状と課題を整理し、六つの取組の方向性に対して15の取組に分類し、おのおの具体的取組を位置づけております。

「3重点施策Ⅰ効率的な雪対策の充実」は、4ページから現状と課題を記載し、取組の方向性と具体的取組については12ページから記載しております。

「4重点施策Ⅱ市民との協働による雪対策の推進」は、15ページから現状と課題を記載し、取組の方向性と具体的取組については23ページから記載しております。

続いて、「5重点施策Ⅲ雪堆積場等の確保」は、27ページから現状と課題を記載し、取組の方向性と具体的取組については29ページから記載しております。

なお、重点施策ⅠからⅢにおける具体的取組については全部で36項目あり、各取組には目標値を設定して進捗状況を管理してまいりたいと考えております。

31ページを御覧ください。本計画の進行管理について説明いたします。

本計画は令和2年度から10年度を計画期間としており、5年度に中間見直しを行うものとするほか、必要に応じて見直しを行うこととしております。

図6-1を御覧ください。進行管理につきましては、財政状況も勘案しながら、人口減少や高齢化の進行等の社会環境の変化、除雪作業を担う建設業の人材不足や市民ニーズ等を踏まえ、より効果的、効率的に実施していくとともにPDCAサイクルによる事業の見直しを行ってまいりたいと考えております。

特に新たな取組については、図6-1右側に記載しておりますが、調査・研究後、小規模なエリアやモデルケースを設定して、試行を行いながら全市的な展開を図ってまいりたいと考えております。

参考までに、31ページ下段、表6-1、市民アンケート指標「除排雪」を御覧ください。総合計画で位置づけた指標「冬期間、安全に移動できる道路が確保されていると感じている市民の割合」について、29.3%を基準値として、今後のアンケート調査でこの数値が基準値より増えることを目指したいと考えております。

32ページを御覧ください。A3判横の表となりますが、一覧表で本計画の進行管理を把握できるように作成しております。具体的取組の欄に記載している36項目に対して目標値を設定して、進捗状況を管理してまいりたいと考えております。

この中で、第2回定例会建設常任委員会で御意見をいただいた内容ですが、Ⅰの2の④に分類した除雪機械の計画的な維持・更新のうち、具体的取組として位置づけた「(ii) 除雪機械の維持」の目標となる指標では、市が所有する除雪機械台数において、当初の28台から現時点で市が所有する予定である除雪機械台数を38台に変更しております。

次に、今後の計画策定スケジュールでございますが、この素案を基に10月にパブリックコメントを実施して、広く市民の皆さんからの御意見をいただき、その後原案を作成して、本年12月の計画策定を目指したいと考えております。

○委員長

「JR小樽駅前広場再整備基本計画の策定について」

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹

JR小樽駅前広場再整備基本計画の策定について報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

「1計画の目的について」ですが、小樽駅前広場について、安全で機能的な交通拠点となるよう再開発の準備が進められている、小樽駅前第1ビルとの広場機能の分担などの調整を図りながら、再整備する基本計画を策定することを目的としております。

次に「2策定体制について」を御覧ください。真ん中の図の左側を御覧ください。学識経験者、交通事業者、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合などで構成しておりますJR小樽駅前広場再整備検討委員会で計画原案を策定し、隣の図の庁内会議を経て最終的に計画として決定していくものでございます。

次に「3策定スケジュール（予定）について」を御覧ください。第1回目の検討委員会ですが、令和2年8月5日に既に開催してございます。この検討委員会では、基本計画の目的や策定スケジュール、現状と問題点・課題、基本コンセプト・再整備方針（案）について議論し、アンケート調査につきましては8月21日に既に発送しております。今後につきましては、今年度はアンケート調査の集計・解析、第2回検討委員会、第3回検討委員会までを実施し、再整備基本計画を複数案示していく予定です。次年度には第4回検討委員会、パブリックコメント、第5回検討委員会を経て1案に絞り込み、計画として取りまとめていきたいと考えております。

○委員長

「測量業務の発注における不適切な事務処理について」

○（建設）用地管理課長

測量業務の発注における不適切な事務処理について、令和2年8月6日に、各会派代表者及び無所属議員の方々へ説明させていただいた以降の経過について報告いたします。

このことは、行政に対する市民の皆様、議員の皆様及び関係者の皆様の信頼を損ねる結果となりました。改めて深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

請負者に対しては、業務の請書の規定に基づき本年8月25日に当該契約を解除し、8月28日に履行していない業務項目を確認するための検査を実施したところであります。

なお、返還額については現在精査中であり、今後、請求手続を行っていく予定であります。

また、職員の処分につきましては、8月21日に懲戒審査委員会が開催され、9月1日に3名が訓告、嚴重注意、注意の通知を受けたところであります。

○委員長

「水道料金及び下水道使用料改定に係る検討状況について」

○（水道）総務課長

水道料金及び下水道使用料改定に係る検討状況について説明申し上げます。

事前に提出しております資料を御覧ください。

まず「1概要」についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響で収益が大幅に落ち込んでいることから、水道料金及び下水道使用料の基本水量・基本料金見直しについては保留していますが、現状と検討状況を報告するものです。

次に、「2収益の状況（対前年度比）」についてですが、第2回定例会の建設常任委員会で4月、5月の状況を報告いたしました。6月、7月の状況としては、水道料金では6月が2,320万円、7月は1,220万円の減少、下水道使用料では、6月が1,480万円、7月は1,130万円の減少となっております。表の下に記載しておりますが、現

状としては、落ち込みのピークは過ぎ、回復基調にあると判断しております。

次に、「3 決算見込及び財政収支見通しの洗い直し」についてですが、「(1) 試算の条件」として、まずは新型コロナウイルス感染症による減収に関する見通しを算出するに当たっては、①7月までは、先ほど説明いたしました実績の額とし、8月から来年3月までは、直近の対前年度減少率を前年度の実績に乗じて令和2年度の決算見込みを算定。②令和3年度以降については、直近の対前年度減少率を第2次小樽市上下水道ビジョン財政計画の各年度数値に乗じて算定。この試算の意味合いといたしましては、現状は回復基調にあるものの、今後の回復傾向は分からないため、現在の状況が今後も変わらず継続した場合の試算となります。この試算結果は、別紙グラフにコロナ減収として示しております。

次に、新型コロナウイルス感染症による減収を勘案した上で基本水量の引下げを行った場合の見通しを算出するに当たりましては、先ほど説明いたしましたコロナ減収の試算に加え、第2回定例会の報告で例として示しました基本水量を現在の20立方メートルから12立方メートルに引下げ、基本料金は税抜きで240円引下げた場合の減収を反映させました。

なお、年間の影響額は、水道事業が約2,600万円の減、下水道事業が約2,400万円の減となります。この試算結果は、別紙グラフにコロナ減収プラス基本水量引下げとして示しております。

次に、「(2) 試算結果」ですが、別紙を御覧ください。

上のグラフが水道事業、下のグラフが下水道事業で、それぞれの年度末資金過不足額を示しております。青線にバツがついたものがビジョン数値、赤線に丸がついたものはコロナ減収、薄緑の線に四角がついたものがコロナ減収プラス基本水量引下げになります。

試算結果の分析ですが、まず水道事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症による減収により資金不足に至る時期が、第2次小樽市上下水道ビジョンでは令和16年度と見込んでいたものが、令和10年度まで早まる見通しとなりました。さらに基本水量の見直しを行うと、資金不足となる時期は令和9年度になる見通しとなりました。

次に、下水道事業といたしましては、第2次小樽市上下水道ビジョンでは当面資金不足にはならないと見込んでいたものが、新型コロナウイルスによる感染症による減収により令和3年度には資金不足となる見通しとなりました。さらに基本水量の見直しを行うと令和13年度まで資金不足が続く見通しとなりました。

今説明申し上げました分析につきましては資料に記載しております。

次に「4 基本水量・基本料金の見直しに向けた基本的な考え方」についてですが、「(1) 見直しによる改定を行うことにより、不良債務は発生させない。」とは、年度末資金過不足額がマイナスになることを不良債務の発生といいますが、見直しによる改定の実施により資金不足となる場合は行わないというものです。

「(2) 資金不足に至る時期が著しく早まる場合は行わない。」とは、第2次小樽市上下水道ビジョン策定時は上下水道事業ともある程度資金の余裕を見込んでいたため、基本水量・基本料金の見直しを行い、一定程度収益が減少しても即時に値上げすることはないと考えておりましたが、今後、仮に収益が思うように回復せず資金不足となる時期が著しく早まる見通しとなった際には、基本水量等の見直しをみの改定は行わないというものです。

最後に、「5 現状の判断及び今後の進め方」についてですが、新型コロナウイルス感染症による影響の先行きが不透明であるとともに、資金の見通しとしても改定に踏み切れる状況にないため、引き続き状況を注視したいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第22号について」

○（建設）建築指導課長

議案第22号小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

お手元の資料の条例案の概要を御覧ください。

「1改正趣旨」ですが、建築基準法施行令の一部改正（令和元年12月11日公布、令和2年4月1日施行）に伴い、避難上の安全性が検証された建築物の区画部分に係る内装の制限を緩和する規定を新設するとともに、所要の改正を行うものです。

次に「2改正内容」ですが、一つ目が避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例を第59条の4に新設いたします。建築基準法施行令第128条の6（避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用）が新たに規定されたことにより、避難上の安全性が検証された区画部分について条例の第22条第1項及び第2項で規定している建築物（マーケットや飲食店等）につきまして、内装の制限を緩和するものです。

ここで言う避難上の安全の検証といたすのは、居室内で火災が発生した際の煙が床面から1.8メートルのところまで下降する時間と居室内の人の避難が終了するまでの時間を算出して、避難が終了する時間のほうが短いことなどを確認するもので、避難上の安全性を検証することで内装の仕上げ材の防火性能に関する規定について適用除外できるとするものでございます。

二つ目は所要の改正ですが、条例第59条の4を新設したことにより、文言の整理及び条項の繰下げを行います。次に、「3施行期日」ですが、公布の日からと考えております。

○委員長

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党、前田清貴委員の順といたします。

自民党。

○高木委員

◎JR小樽駅前広場再整備基本計画について

まず、JR小樽駅前広場再整備基本計画について伺います。

小樽市のホームページにもアップされているアンケート調査についてです。その中の市民アンケート調査票について伺います。

今ほど報告もいただきました。令和2年8月から9月にかけてアンケート調査を行っているということで、もう回収はされているというふうにお聞きしています。内容について伺いますが、アンケートの内容の中で、市内在住の市民3,000人とありますけれども、その内訳というか対象者を説明してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹

このアンケートの対象者ですけれども、通学で公共交通を利用する高校生以上の市民を対象に無作為に抽出しております。

○高木委員

次に、アンケートの問いで、「新型コロナの影響前（昨年）」と「現在」ということで分かれています。これはなぜでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹

「新型コロナの影響前（昨年）」と「現在」で回答を分けている理由ですけれども、回答者によっては、テレワー

クや会議のオンライン化などを活用した新しい働き方の影響などにより公共交通の利用実態が変わる方もおりますので、これにより、駅前広場の問題点や必要となる機能などの考え方が変わる可能性があるため、「新型コロナの影響前（昨年）」と「現在」で回答してもらおう形にさせていただきます。

○高木委員

今、分かる範囲でいいのですけれども、新型コロナウイルス感染症の前と後、テレワークとか働き方改革の流れ、働き方が変わってくるのだらうと思いますが、その中で影響というのは出てきているのでしょうか。アンケートの結果がもし分かれば示していただきたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹

今、集計している作業中ですので、影響前と現在の解析はまだできておりません。次回、解析結果が出ますので、そのときにお話ししたいと思います。

○高木委員

全体的なアンケートの目的というか、どのようなことを求めているのか、目的を説明してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹

このアンケートの目的ですけれども、各年齢層の利用者の視点から、駅前広場の問題点や再整備において必要となる機能などを確認するために行うものでございます。

○高木委員

このアンケート調査は無作為とは聞きましたけれども、交通事業者等々にヒアリング調査も行ったというふうに聞いています。抜粋してでもいいので、具体的な内容をお聞かせ願いますでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹

交通事業者へのヒアリング調査の内容ですけれども、バス乗降場やタクシー乗降場、道路構造などの問題点、冬季における問題点、利用者の声、駅前広場再整備に関わる意見などを聞いているところでございます。

○高木委員

交通事業者としては今の環境がいいのか、または、本当に問題点があるというのは、内容としては聞いているのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹

聞き取りした内容の例でございますけれども、例えばバス事業者であれば、広場内の中央部の横断歩道がございしますが、そこの信号を守らない歩行者がいるためバスが通れないことがあるとか、広場内の横断歩道を出て国道5号の交差点の信号で詰まることがあり、バスが発車してから1回でその交差点を通ることができないというような問題点をお伺いしております。

タクシー事業者でいきますと、市営駐車場で車を止めてから駅に向かう人が、横断歩道を通らず、直接、広場中央の車道を通る歩行者の乱横断を問題点として挙げております。あと、タクシーの降車場がないということで、駅舎の正面に今自家用車の送迎のスペースがないのですけれども、送迎されている車が多いときに、どうしても降車場がないため、車道部で人を降車させてしまうというようなことを問題点として挙げておりました。

○高木委員

このJR小樽駅前広場再整備基本計画というのは始まったばかりであります。私も経験上あるのですけれども、駅前広場の再整備という業務にとっては、例えば交通量調査の中で、大型・中型貨物、小型貨物、普通車、軽自動車、自動二輪、スクーター、そういう車種で分けて、歩行者に関しては、高齢者、妊婦、障害者、中高生、小学生、子供連れ、いろいろな状況で把握していくのですけれども、今回、再整備によって、例えば安全性を確保するに当たり、例えば宅配業者もいるだらうし、何時何分に荷物を下ろして何時何分に戻る、その中間の時間帯もそうですし、子供連れの人だと横断歩道を渡る時間も遅いだらうし、高齢者も遅いだらうし、信号の時間もあると思うので

す。

あとは、交通量調査の中で、流量図を作って、どういう動線に行くだとか、例えば、通勤の普通のサラリーマンはホテル側しか通らない、でも、家族連れの方はデパートのほうに歩いていくとか、いろいろな要素がすごく見えると思うのです。

信号の時間も、このアンケートの中で、市民が対象である設問としては少し難しい部分もあると思うのです。例えば問い14番の交差点で車両としては渡りづらいとか、渡りやすいなど、少し専門的な要素も含まれているので、何とも言えないですけども、これから再整備するに当たっては、交通量調査だったり、過去の交通のデータもあると思うので、流量図を用いながら精度の高い基本計画にしていかないと、これから実施設計に入るときに、多分あれも足りない、これも足りない、駐輪場もない、駐車場もない、バスターミナルが少し使いづらいというふうになってしまうので、歩道橋の建設もしなければならないとか、まだ建設する前の実施設計でそういう情報を収集しないと、後々困ることになるので、ぜひそこは、今後策定するに当たっては、実施設計をする前に情報収集をしながら開発の図面というものを作っていただきたいなというふうに思います。

◎測量業務の発注における不適切な事務処理について

次に、測量業務の発注における不適切な事務処理について伺います。

今ほど報告もいただきましたけれども、平成22年6月、市内在住の地権者から私有地内の認定市道用地を寄附したいということがあって、その次の年、23年11月に市道用地の分筆登記を行うため、市内の測量会社に測量業務を委託した。この件について、今この業務の経過を再度お聞かせ願えますか。

○（建設）用地管理課長

経過についてでございますけれども、平成22年6月8日に、市内在住の地権者より、私有地内の認定市道用地を市に寄附したいとの申し出があったことから、23年11月、市道用地の分筆登記を行うための測量業務を市内測量会社に委託したところでございます。その後、業務の一部が実施されず、成果品の提出もなされていないにもかかわらず、市は24年2月1日に業務完了として事務処理していたものでございます。

これまで請負者に対しては再三にわたり成果品の提出を求めてきましたが、履行されることはなかったものでございます。

○高木委員

業務の一部として、どこまでの成果が出されているかというのは、専門なのであまりそこは言わないのですけれども、もしお答えできればいいのですが、10年近く再三促してもやらなかったというのは、業者か、またはこちらの本市の職員なのか、そういう部分の対応というのはどういうふうな促しをしたか、もしお答えできればお聞かせください。

○（建設）用地管理課長

請負者に対しては再三、成果品の提出を求めてきたところでございますけれども、当初、隣接者の立会いの承諾をいただかなければならず、その部分がまだ取れていないというふうなことで未提出ということが続いておりました。市側から、それについての承諾を早期に取るようにということで、再三にわたりその点を指摘してきましたけれども、それについても未実施というか、提出がされてこなかったという現状がでございます。

その後、市から提出について再度求めてきたところ、念書等文書での回答もございまして、その内容としては、何月何日までに業務を完了させるというような文書も出てきておりましたので、事業者としては業務を履行するという意思表示はしておりましたけれども、結果として何も提出されてこなかったというのが現状でございます。

○高木委員

これは事業者の体質もあるのでしょうかけれども、10年間促してもやらない。これが仕方ないのかと言ったら、仕

方ないというふうに納められると、税金ですので、この部分に関しては、言ったからやらない、言わなかったからやらないという部分ではないかも分からないですけれども、成果品して一部はあるということで今聞きました。

今後、その土地は市有地としてはどういうふうに処理するのか、説明してください。

○（建設）用地管理課長

その処理をするためには新たに測量業務を発注しなければならないものと考えております。今回、一部履行したものが再度発注するときには使用できるかといいますと、10年もたっており、再度、資料などを取り直す等の必要がありますので、そのまま使用できるものは少ないかと思えます。そういうことで新たに発注をして、地権者から寄附をいただいきたいと考えているところでございます。

○高木委員

10年もたてば測量の機械も精度がかなりよくなってきているので、多分当時のものは使えないだろうと推測をします。

逆に、地権者から不満とか、そういうものは来ていないのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

これまで市としても、請負者の言うことをうのみにしてきたわけではございませんけれども、立会の承諾が取れていないということで成果品がまだ完了していない旨を地権者にも説明をしてきたところでございまして、それが出てきていないため登記が進まないということも説明をしてきたところでございます。

それについては地権者も、私どもへ早期にということを申し入れてきましたけれども、地権者から測量会社にも直接電話をしたというようなこともありまして、早期にやってほしいということも地権者から要望をこの間、受けていたところでございます。

○高木委員

地権者の人が温厚なのかよく分かりませんが、10年も本当に心配していたのではないのかなど。そこまで促して、まだ今でも市に寄附をするということは厚意ですので、ぜひそこは大切にしていきたいと思えます。

次に、再発防止策として冬期間にならないように工期を設定するというふうに聞いています。その時々状況によつては冬期間に及ぶ調査も間違いなく出てくるような気がしますが、そこはどうお考えですか。

○（建設）用地管理課長

調査の内容にもよると思えますけれども、基本的には、野外における測量作業が冬期間にならないような工期を設定いたしまして、業務委託の発注時期を調整してまいりたいと考えているところでございます。

○高木委員

今回こういう状況になった場合、委託業務としては、例えば北海道開発局だとか北海道では、工期の延長だったり、または業務に対しての中間払いというふうになっています。ただ、年度内に納めなければならないものに関しては、交付金等々の状況もありますけれども、その部分は本市としてはどのようにお考えか、説明していただけますか。

○（建設）用地管理課長

まず、工期延期や設計変更による減額などで処理するのが正しい事務処理と考えているところでございまして、基本的に、予算の性質にもよりますが、年度をまたぐような発注にはならないものと考えております。

○高木委員

ならないようにするというので、また、このような業務に支障が出た場合に協議が間違いなく必要になってくると思えます。そういうやり方というか対応はどのように行っていくか、説明してください。

○（建設）用地管理課長

打合せ協議簿を作成いたしまして、発注者、請負者双方確認の上、業務を遂行していくということが重要であると認識しております。

○高木委員

協議というのは課長職と事業者、そのときには事業者の状況というのも間違いなくあると思うので、その辺も、内部でありますけれども状況を把握しながら、きちんと打合せ簿等々を作成して、着実にその業務を遂行していくようなシステムをつくっていただきたいなというふうに思います。

少し話が変わりますけれども、今回の委託業務ということで123万9,000円の委託料でした。いろいろな記事で、10年前よりも人件費が高騰しているため、委託した場合約300万円ぐらいになるというふうに書かれていました。これは何の根拠があってそのような積算になったか、説明してください。

○（建設）用地管理課長

300万円ぐらいというのは、多分、新聞等で240万円ぐらいとの報道だと思っておりますけれども、用地管理課でまず見積りを徴しまして、北海道の歩掛等を参考にして計算した金額が、240万円ぐらいということでお示したところでございます。

○高木委員

その中の作業量等も多分変わってきており、まだまだ精査も必要だと思うので、その業務委託については再度、各社見積りをとっていただきたいと思います。

これに付随するかどうか分からないのですけれども、もしかするとまた今後問題が出てくるような委託業務について一つ伺います。

測量の中で、境界測量に付随する中でも分筆測量というものがあります。測量士としては、境界確定測量ということまでは実施ができる資格です。ただ、この後に、例えば合筆、分筆、地目変更等に関しては土地家屋調査士の業務なのですけれども、今、測量設計業務としては、全部が全部北海道開発局も、北海道も、小樽市もどようになっているか分からないのですけれども、測量士が受けた業務を土地家屋調査士へ委託ができないような状況なのです。分筆がかかる部分については、土地家屋調査士へ分離発注をしなければ測量士は境界を測ることができない。今は札幌圏内ではどンドンそういう方向性に行っているのですが、これが今後、本市としてはどういうふうな方向性で考えているか、もし分かればお聞かせください。

○（建設）用地管理課長

表示に関する登記を前提とした調査、測量業務につきましては土地家屋調査士の専属業務でありまして、不動産登記法、土地調査士法に鑑み分離発注が必要になると考えているところでございます。

これにつきましては、契約管財課で新年度に向けて発注方法を検討している段階でございます。

○高木委員

これは本当に、土地家屋調査士会から本市に連絡が来ると動かざるを得ない状況に多分なるだろうと私は推測するので、ぜひそこは精査していただきたいと思います。

また逆に、北海道開発局、北海道でもそうですけれども、市道の土地買収計画の測量の中で、地積測量図というものが発行されますが、その中で市が法務局に分筆登記をするというのはよく前もやられていたのですけれども、そういう方法もあると思いますが、その件についてはいかがでしょう。

○（建設）用地管理課長

市が行えるものというのは、寄附、交換、売買に関する登記ということになりますので、それ以外は地主で検討していただくことが必要になるかと思っております。この場合のいずれにしましても、登記に必要な資料は土地家屋調査士が作成しなければならないものということで認識しております。

○高木委員

市としても、資格がないので出すことができないのだというふうに理解をしました。この部分に関しても、市内の土地家屋調査士と情報収集をして進めていただければと思います。

最後に、今回、測量業務だけの遅延ということでいろいろな問題がありましたけれども、ほかにも委託業務があると思うのです。建設業、地質業務とか設備、コンサルタント、様々なものがあると思うのですが、今、小樽市で発注している委託業務の中で、やれていない業務というのはあるのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

まず、用地管理課発注分につきまして、平成23年度から測量業務について全てチェックをしたところでございます。この中では、このような問題はなかったということで認識しております。

○（建設）建設課長

建設課も、測量調査、設計等の委託業務を発注しておりますけれども、過去3年間調べましたが、同様の事例はございませんでした。

○（水道）次長

水道局においても同様の委託業務を何本か出していますけれども、確認はしてはいないのですが、基本的に、業務が完了した際には、検定員が全部成果品の書類などを確認して適切に事務処理を行っていますので、そういう事例はないというふうに判断しております。

○高木委員

いろいろな現場で様々な状況が多分あるのだろうと思います。完了届の前に、先ほども言いましたように、管理職等とのハウレンソウというか、連絡状態がきちんとなされるような体制をつくって業務委託というものを完了していただきたいというふうに思いますので、ぜひお願いいたします。

◎地籍調査について

地籍調査、地籍の測量について伺います。

私が議員になって令和元年6月の予算特別委員会でも質問させていただきましたけれども、地籍については前は予算的なもので、D I D地区には必要だということの答弁があったのですが、過去の議事録等を見ていると論点がどんどんずれてきているような気がするのですが、今回は地籍を質問に出させていただきました。職員が悪いとか、事業者が悪い、業務のやり方が悪い、地籍測量が本当に必要か必要ではないかという論点が話合われていないというふうに思っているのですが、何点かお話をさせていただきます。

今回の地籍調査の目的と問題点を含めて、今の経過の部分と現在に至っている状況をもう一度お聞かせください。

○（建設）用地管理課長

まず、地籍調査の目的ですけれども、これまで個々に登記されていた土地の筆界点や面積が、地籍調査を行うことで統一された座標成果で確定されまして、災害が発生した場合に原状が分からなくなった際でも復元が可能となること、また境界トラブルの未然防止や固定資産税算出の基礎情報として活用されるものと認識しております。

経過説明でございますけれども、当初計画では官民境界のみを確定させる事業でありましたが、その後民界も確定させる一筆地調査へ変更したことで、筆界未定をなくすため粘り強く説明を行ってきたことから、予定よりも多くの年数を要してきました。現在は住吉町地区の地権者協議が調ったことから、来月、調査成果を閲覧に供する予定であり、先日、地権者の方へ案内文を送付したところでございます。

○高木委員

今回、1回目が住吉町ということで測量のスタートが多分駄目だったのだろうというか、多分準備がなされていなかったのだろうと思います。地籍測量については官民の敷地を確定しようとする。しかしながら、民界というか、民地同士の測量も小樽市はやはり必要なもので、その部分の準備がなされていなかったのだろうというふうに理解を

しました。

今、小樽市の土地に関するものは法務局が管理をされています。その土地の位置や形状、情報として法務局にある地図だとか図面というのは、閲覧した方は分かると思うのですけれども、ほぼ古い状態のものです。査定図と言われるものなのですが、墨で手書きで書かれているものもあれば、新しく測量図としてやっているのですけれども、座標がほぼついていない状況です。

その境界や形状などが現在と違っているので、土地の面積も正確ではない土地が多く見られます。それを、地籍測量を行うことによってその成果が瞬時にデータ化されて、登記簿の記載が修正されて、地図の形も更新されることとなります。これはすぐ変更になるものではありませんけれども、これに付随して本市の固定資産税などの基礎情報となるのだと思います。いま一度、地籍測量については、本市は本当に必要なかどうか、お聞きしたいのですが、その辺はいかがでしょう。

○（建設）用地管理課長

地籍調査の目的にもあるとおり、様々なメリットがありますので、必要性が高い事業であると認識しているところでございます。

○高木委員

必要であるということに理解をいたしました。この地籍測量は、何十年も小樽市全体を測るのは大変な労力だというふうに思います。地籍測量は必要だというふうに勧めますけれども、境界確認のトラブルというのは間違いなくつきものであります。あくまでも国道の境界、もしくは道道の境界を基本としてやるというのは全てが正解ではないと思うのです。それが全部正確なものでもないですから、民地の座標を用いることもありますし、その部分に関しては、実測値と成果の誤差というのは間違いなくあるので、多分その進め方が、小樽市との打合せをどう進めていくべきか、または北海道ときちんと打合せをしているのか、または、北海道が分からなければ国土交通省に行かなければならない。根本的に、国土地理院が発行している基準点という成果も検定をしなければ、民間の境界だったり市の境界というのは確定されていかないような気がするのです。

その部分で、測量士が15人いれば15人全て合致する成果というのは、ほぼないだろうというふうに思います。小数点以下7桁、8桁まで計算するのに計算簿とかプログラムが全て違うので、丸め込んで計算するのですけれども、その部分の境界を計算するに当たっては、市の職員も分かっていないとならない。そこで、北海道や日本国土調査測量協会、国、東京とかでもやっていますが、地籍測量の勉強会に担当者が出席を今までしたことがあるのかどうか、お聞かせください。

○（建設）用地管理課長

筆界確定に伴う協議についてでございますけれども、おのおの管理者で管理成果を所有されてございますので、地籍調査においては、調査成果に基づきまして各管理者との協議を行い、筆界の確認を行っているというところでございます。

民有地につきましては、登記成果との相違について協議を行いまして、筆界の確認を行っているところでございます。

勉強会への参加についてでございますが、毎年、北海道が主催する地籍調査事業説明会へも参加し、昨年度は東京にある国土交通省国土交通大学校で行われる国土調査研修や、全国国土調査協会主催の制度運用実務研修会、日本国土調査測量協会主催の一筆地調査研修にも参加し、スキルアップを図っているところでございます。

○高木委員

用地測量に関しては、根拠を間違いなく分かっていないといけないというふうに思います。国または道の方針、または小樽市としてこういうふうに行っていくよというものは、やはり必要ではないのかと思います。

この測量成果というのは、座標は全部ついてくると思うので、市有地に関しては多管理されていくのだろうと

思います。いろいろな市民から、カーブミラーをつけてくれ、側溝をつけてくれというときに、座標がないと新規で測量しなければならない。でも、この地籍が入っていることによって、今GPS測量ができますので、一つの座標を入力することによって、その道路敷地というのが分かってくるのです。そうすると手間も省けますし、測量事業者も小樽市に貢献できるような気がするので、後々、委託料というのは発生してこないのだろうというふうに思います。その部分に関しては、今の地籍測量の新しく図面のデータの整理と固定資産税の整理、これからどんどん町の開発、港開発、小樽駅前開発もそうですけれども、こういう施設を予定していることになれば、市の職員も業者も日々、打合せをしながら、その成果というものを、小樽市独自のルールをつくるのも手ではないのかというふうに思いますので、ぜひ地籍調査については進めていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎水道料金及び下水道使用料改定に係る検討状況について

初めに、水道料金及び下水道使用料改定に係る検討状況について、何点か伺いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大が長引いている影響で、世界的に人の動きが制限をされ、経済活動が停滞しております。その中で、先ほど御報告があったように、上下水道の収益状況は落ち込みのピークは過ぎ回復基調にあると判断されておりますけれども、第2次小樽市上下水道ビジョンで示された財政収支の見通しまで回復するにはどのぐらいかかるのかということ、まだまだその先が見えていない状況にあるというふうに考えております。

そこで、収益の状況ですけれども、6月、7月の使用水量が今回出ております。前回報告で示していただいたように、前年度年間収益に乗じて単純計算すると、年額で水道、下水道それぞれの収益はどのぐらいの金額になるのかお示ししたいと思います。

○（水道）業務課長

この6月、7月の収益の状況を踏まえた上での年間収益の推計ということでございますけれども、消費税抜きの額で申し上げますが、水道で前年度よりも1億8,200万円の減、下水道で前年度よりも1億4,200万円の減となるというふうに試算されます。

6月の当委員会で報告した4、5月の収益を基に年間推計した場合と比べますと、水道で1,800万円、下水道で1,000万円さらにマイナスの幅というのは拡大しているというふうな試算になります。

○千葉委員

前回よりも数字が少しまた広がったというふうに思っていますけれども、回復基調にあるということなので、少しずつこのマイナスが減っていくのかなというふうに予想もしますが、次に、損益収支についてですけれども、第2次小樽市上下水道ビジョンの中では、水道事業については6年後の2025年に赤字になることが見込まれております。しかし、現状だと赤字になる時期というのはいつと試算されるのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

○（水道）総務課長

水道事業の損益収支での純損失の発生についてですが、第2次小樽市上下水道ビジョンでは令和7年度に純損失が発生すると見込んでおりましたが、この新型コロナウイルスの関係の減収により、先ほど報告で申し上げました推計方法で損益収支を試算いたしますと、それが令和3年度まで早まる見通しというふうに考えております。

○千葉委員

決算の見込み及び財政収支見通しの洗い直しということで御報告がありました。このままの状況が続くとすれば、水道事業はコロナ減収により資金不足に至る時期が8年後の令和10年度になり、また、基本水量の見直しを行うと9年度になるということです。また、資金不足に当面ならないとされていた下水道事業は、来年度には資金不足と

なり、基本水量見直しで、それが13年度まで続くという試算です。

この状況というのは、報告があった基本水量・基本料金の見直しに向けた基本的な考え方の「(2) 資金不足に至る時期が著しく早まる場合は行わない」というところに当てはまると考えますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○(水道) 総務課長

本日の報告で説明させていただきました基本水量・基本料金の見直しに向けた基本的な考え方(2)に当たるかどうかということですが、基本的な考え方(2)の意味といたしましては、基本水量・基本料金を見直しを行い、使用水量が少ない方の基本料金を引下げても、その数年後に資金不足に至り、全体の料金値上げをすることになっては、いたずらに改定幅を大きくすることになるため、そういう場合には基本水量・基本料金を見直しを行わないという考えでございます。

第2次小樽市上下水道ビジョンといたしましては、この見直しを行いましても計画期間である令和10年度に一定程度の資金を保有しているという見通しであったことから、取組項目として掲げておりましたが、先ほどの試算では、この基本水量・基本料金を見直しを行わずとも、新型コロナウイルス感染症による減収の影響で10年度には資金不足が発生するということになるため、この項目(2)に試算は当てはまると考えております。

○千葉委員

もう一つ、基本的な考え方の(1)は、見直しによる改定を行うことにより不良債務が発生させないということです。現在の状況が続いている中で見直しを行った場合、不良債務が発生する場合について具体的に説明をお願いしたいのですが、運転資金の状況だと思うのですが、流動資産や流動負債が水道の基本水量や基本料金を見直しでどのようになると不良債務が発生すると想定されるのかについてもお示し願えますか。

○(水道) 総務課長

不良債務の発生について説明をさせていただきたいと思いますが、千葉委員からも御質問にございましたように、財務諸表でいいますと流動資産と流動負債の差額を運転資金というふうに定義しております。その運転資金に当たります年度末資金過不足額がマイナスになることを不良債務の発生といたします。

この不良債務が発生することによって経営にどのような影響があるかということについて申し上げますと、地方財政法に規定する資金不足比率、この資金の不足額といたしますのが事業規模、公営企業会計でいいますと営業収益といったものから受託工事収益を引いたものに対する割合になりますが、その割合が10%を超えますと、企業債を起債する際に当たって知事の許可が必要になったり、あるいは、その際に資金不足解消計画を策定しなくてはならないなど、経営的に影響が出てくるという状況に至ります。

○千葉委員

そうになってしまうと企業債についても知事の許可が必要になる。計画的に進めようとしている下水道施設の更新というのは、そういう中でもしっかり進めていただきたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の終息が長引けば更新計画にも影響が出てくるのではないかというふうに思いますが、この可能性についてはいかがですか。

○(水道) 総務課長

新型コロナウイルス感染症の減収による下水道事業の更新への影響ということでの御質問でございますが、下水道事業の更新に当たっての財源につきましては、交付金それから企業債ということになるため、当面の更新費用の確保というのはできるだろうと考えております。しかし、収益が減少いたしますと企業債の償還財源が不足するため、計画どおりに進めていくと料金の値上げが必要になるという場面も想定されます。

経営的な面から申し上げますと、その際に料金改定の金額が非常に大きくなるため、必要な料金までの改定ができなかったり、あるいは市民の方々へ与える影響が大きいから改定を行うのはなかなか難しいといった場面には、

更新事業の規模を抑えるなどといった影響が出てくると考えられます。そういうふうに更新規模に影響が出た場合の対応については、整備推進課長から説明させていただきます。

○（水道）整備推進課長

工事に影響が出る場合の対応について説明させていただきます。更新計画を作成する上で、更新対象の設備には優先順位が設定されており、維持管理を適切に行い優先度の見直しを図ることで、優先度が低いと判断した設備の更新をできる限り先送りするなど、財源に見合った更新計画の時点修正に努めていきたいと考えています。

○千葉委員

本当に影響が出てくる可能性が出てきたので、少し心配もしております。現状の判断及び今後の進め方ですけれども、この新型コロナウイルス感染症による影響の先行きが不透明であること、そして、資金の見直しとしても改定に踏み切れる状況にないため、引き続き状況を注視するというふうに先ほど報告がありました。これは、議会で条例を提出しようとするときに水道料金等審議会に諮問するということでもありますけれども、審議会開催を決定できる段階の状況というのはどのような状況と考えているのか、それについてもお聞かせ願えますか。

○（水道）総務課長

水道料金等審議会へ諮問する時期はどのような段階かということでの御質問でございますが、千葉委員からの御質問にもございましたように、審議会へ諮問するときには、条例の規定の中で、額についての条例を議会で提出するときというふうに規定されております。当然こういうことは、料金改定の条例改正を提案するというめどが立った段階で審議会を開催することになりますので、具体的にどのような時期になるかということで申し上げますと、先ほど報告の中で申し上げました基本的な考え方の2点に照らして、改定に向けて実施できるというような見通しが立った段階が開催時期というふうになるかと思っておりますので、その見通しが立たなければ開催は難しいと考えております。

○千葉委員

上水道の資金不足ということに関しては、第2次小樽市上下水道ビジョンの中で損益収支は令和7年度頃に赤字になることが見込まれていますが、資金不足は16年度頃との見通しです。しかし、今回示された別紙の資金過不足額の資料を見ますと、上下水道とも大きく資金過不足の時期の見通しが本当に変わるのだかと、私も実際グラフを見て、一瞬驚きというか、こんなに状況が悪くなるのだかというふうに思いましたけれども、この示された資金過不足がビジョンの数値のカーブに近づく時期がいつ頃になるかも読めない状況です。改定に踏み切るタイミングというのが、先ほどから聞いていても非常に難しくなっているというふうに思います。

改めて伺いますけれども、このような状況の中でも、市民が要望している基本水量・基本料金の見直しを行うという考えに変更はないのか伺いたいと思います。

○（水道）総務課長

第2次小樽市上下水道ビジョンの取組項目に掲げておりますように、近年、基本水量に満たない利用者の方が増えており、その不公平感を解消するために、水道局といたしましては、料金の値下げということではなく、時代に合った料金体系の見直しという観点から基本的には実施したいというふうに考えております。

しかし、先ほどから説明しておりますように、新型コロナウイルス感染症による影響の先行きが不透明な中、現時点で実施に踏み切るとするのは難しいと考えておりますので、引き続き状況を注視しながら、繰り返しになりますが、基本的な考え方に沿った中で検討し、状況を見てまいりたいと考えております。

○千葉委員

本当にこの新型コロナウイルス感染症の状況がどうなるかというのは分からないという不透明なので、私も注視していきたいと思うのですが、最後に、基本的な考え方の（2）に私自身も含まれるかと思うのですが、第2次小樽市上下水道ビジョンの財政収支の状況を見ると、令和3年度に改定して、次の料金を見直しを考える時

期までの期間というのが10年少しあるようにビジョンでは記載されています。しかし、この新型コロナウイルス感染症の状況で、国内旅行の動向やインバウンドがいつ回復するかなど、そういう様々な条件が回復するか不透明な中で改定をし、三、四年以内にまた見直しを迫られる状況になると、市民も混乱をしますし、本当に改定に踏み切るのが良いのか、タイミングも含めて非常に難しい選択になると考えています。

そこで、先ほど「4基本水量・基本料金の見直しに向けた基本的な考え方」の中に、これは表に出る考え方かどうか分かりませんが、市民にも分かりやすく伝えることとして、次期の見直しまでの期間について触れることが私としては必要なのではないかというふうに思っておりますが、それについて見解を求めたいと思います。

○（水道）総務課長

千葉委員からまさに御質問でいただきましたように、料金引下げを行った数年後に値上げになるということであれば混乱につながります。それは御指摘のとおりでございますし、冒頭におっしゃっていただきましたが、基本的な考え方の（2）というのは、まさに見直し後すぐに値上げするというのを避けるために示したもので、考えは同じでございます。

今回の報告の内容としましては、基本的に見送るということではなく、引き続き状況を注視したいといったことを報告するというものでございましたので、この資料を市民の方向けに説明するという想定では確かに作ってはございませんでした。今後いろいろ検討を重ねて、方針を決定するときなど、広くこういった内容をお知らせするときは、市民の方を含めて分かりやすい表現方法について考えていきたいと思っております。

○水道局長

千葉委員から様々な角度で御指摘や御質問をいただきまして、担当課長から答弁させていただきました。

今回、水道料金がこのように減収になっているという状況は本市の経済構造、観光客のような交流人口が減ると減少してしまうという本市の経済状況を如実に表していると考えております。

このままの状況であれば、水道料金も含め、経済状況も非常に悪い状況になっていくという状況でございますので、水道局としては、今、回復傾向にある状況が少しでも続くよう望んでいるところでございますけれども、市の中でも、ただいま経済対策をやっております。それと併せまして、国でもGoToトラベル、GoToEat、GoTo商店街など、今後、新たな経済対策が進められることもございますので、これらの推移を見ながら水道料金の収入の状況をきちんと見極めまして、委員の皆さんにその状況と基本水量・基本料金の見直しも含めて、適切な時期に報告させていただくとともに、市民の皆さんにも、今の状況からいくとただ数字を見ただけでは内容が分からないと思っておりますので、分かりやすい内容を考えながら、状況についてはお知らせしていきたいと考えております。

○千葉委員

私も水道局長と同じ思いで、そういった中で、時代に合った料金体系を推進していただけるようお願いをしたいというふうに思います。

◎第2次小樽市上下水道ビジョン中の資産の有効活用について

次の質問に移らせていただきます。

第2次小樽市上下水道ビジョンの中にある資産の有効活用について質問したいと思います。

この中で、歴史的価値ある資産の有効活用で、以前も若干触れたことがあります。奥沢水源地についてビジョンにあります。改めて奥沢水源地の歴史的価値について説明をお願いいたします。

○（水道）主幹

本市では、奥沢水源地ができる前は井戸水を飲料水にしていたのですが、赤痢などの伝染病発生の主原因となっていたことから、明治40年に近代水道の父と称される中島鋭治工学博士を顧問として、国の認可を受け、翌年から奥沢水源地の工事に着手し、約6年9か月の歳月をかけて大正3年9月に完成しております。

奥沢水源地にある施設のうち、北海道で最初の水道専用ダムである奥沢ダムは、基礎地盤に土を盛り、締め固めて造られた構造のアースダムと呼ばれるもので、ダム建設の経験や、そこで得られた技術などの情報は近代土木技術の発展に貢献し、その後、大正期から昭和初期にかけて国内で建設されたアースダムの参考となっております。

また、そのほかにも、流水の勢いを和らげるため、21メートルの落差に10段から成る水溜階段を設けた階段式溢流路やダム湖の中の取水塔などがありますが、これらの施設を含む奥沢水源地は、昭和60年に当時の厚生省により近代水道百選に選定され、また平成20年には、公益社団法人土木学会の選奨土木遺産に認定されるなど、歴史的価値の高い遺産となっております。

○千葉委員

本当に小樽市民にとりまして、奥沢水源地というのは、いろいろ思い出の詰まった場所かというふうに思っております。この第2次小樽市上下水道ビジョンの中で、現状の課題では、「平成25年に「奥沢水源地保存・活用基本構想」を策定しており、奥沢水源地水道施設を有効活用するための取組を関係機関とともに進める必要があります。」とあります。この関係機関というのはどこなのかについてもお聞かせ願えますか。

○（水道）主幹

主な関係機関、関係者との協議につきましては、ダムの廃止に伴い水利権も返上することから、まず二級河川勝納川の河川管理者である北海道との協議や、もともと勝納川はダムの中に河川敷地がありまして、取水塔付近で北海道管理の二級河川と小樽市管理の普通河川に分かれているものですから、本市の河川管理者との河川協議、さらには奥沢水源地の保存・活用に関しまして、整備の主体事業者である建設部公園緑地課などが主な関係機関、関係者となっております。

○千葉委員

この策定は平成25年ですので、7年ほどたっておりますけれども、この策定以降、何か関係機関で有効活用について話し合いが行われた経緯、どのようなことが話されたのかということがあればお聞かせ願いたいと思います。

○（水道）主幹

先ほどと重複する部分もあるのですが、北海道との間では水利権廃止に伴う手続とともに、二級河川勝納川の起終点が変わるものですから、その変更手続、また、本市の河川管理者との間では、ダムの横にダムに入らない水を逃すための放水路と呼ばれる施設があるのですが、階段式溢流路もその放水路の一部なのですが、この放水路を普通河川の勝納川として利用するための調査や協議を行っております。

○千葉委員

この実現の方策として、民間団体が主催する企画や取組についても協力するかどうか、水道施設の保存の方法について調査研究を進めるとありますけれども、この進める上でのスケジュール感などは持っているのか説明願います。

○（建設）公園緑地課長

水道局が策定いたしました奥沢水源地保存・活用基本構想に基づく具体的な整備スケジュールにつきましては、奥沢水源地周辺は、平成16年に策定いたしました小樽市緑の基本計画において風致公園としての整備に努めるという位置づけがございましたが、この緑の基本計画につきましては今年度に計画期間を終えますことから、令和3年度から2年をかけ改定する予定でございますので、まずその中で第7次小樽市総合計画の方向性を踏まえるとともに、水源地に関する基本構想を参考としながら、緑の基本計画における位置づけについて検討してまいります。

この風致公園の供用開始の時期につきましては、現状では未定ではございますけれども、できれば北海道新幹線開業時までには整備を完了できればと考えてございます。

○千葉委員

このままの状態だと、実際には何も手が加えられてないような印象があるのですが、水道施設などの老朽化も非

常に心配をしています。老朽化の進行を遅らせるために現在行っていることなどはあるのかどうか、その辺についてはいかがですか。

○（水道）主幹

保全のための主な管理といたしましては、水源地の中に、施設を維持管理するために車両が通行できる、通行可能な水源橋という橋があるのですけれども、この橋の安全性を確認するための健全度調査であったり、あと放水路の流水を阻害させないように、付近の木の伐採であったり、水源地内の草刈りや植生などを行っております。

また、ダム湖内の取水塔なのですけれども、そこに通称夫婦橋と呼ばれる栈橋がかかっているのですが、その橋の調査なども行っております。

○千葉委員

溢流路に行くと、だんだん木や草が生い茂って、なかなか景観もよくなってきているので、早く整備されるというふうなふうに思っています。

奥沢水源地の保存と有効活用は、周辺整備に必要な財源を確保することが非常に重要と思っております。一番聞きかかったのが、この資産活用の財源はどこで確保すると考えられるのか。どこというのは、先ほどの第2次小樽市上下水道ビジョンの中では水道局の中にありますし、緑の基本計画では良好な環境を生かした風致公園として整備するというので、公園緑地課が御答弁しました。

北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺の魅力を議論する時にも、この奥沢水源地というのは議論にも上がってくるというふうな思っております。今後の計画と財源の確保はどこが責任を持って進めていくのかを最後にお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

実際に整備を進めてまいります主体となるのは、建設部公園緑地課で担当してまいります。

それで、整備に必要な財源につきましては、現状の制度では、社会資本整備総合交付金の都市公園事業のうち地域づくり拠点公園を活用できるものと考えてございますが、事業実施がまだ先でございまして、その折に本市にとって最も有利な制度を活用してまいりたいと考えております。

○千葉委員

責任の所在がはっきりしましたので、次に質問するときは公園緑地課に質問させていただきたいと思っております。ぜひ推進していただけるようお願いをしたいというふうな思っています。

◎最低保障制度の見直しについて

それでは、次の質問に移らせていただきます。

最低保障制度の見直しについてお伺いします。

冬季の市民生活を守るために、道路等の除排雪体制の継続的な確保というのは非常に重要であるというふうな思っております。降雪状況によって採算性が大きく変わりますので、建設業界からは、受注に関しては慎重になっているという声も多々聞こえておりますので、この最低保障額の算出について、適正な割合を算定することは必要というふうな思っております。そこで、確認も含めて何点か伺いたいと思っております。

初めに、除排雪等を担っていただいている小樽建設事業協会及び小樽市除雪業務共同企業体連絡協議会より要望書が提出されたというふうな伺っておりますけれども、この内容についてお聞かせ願います。

○（建設）維持課長

令和2年3月26日付で、小樽建設事業協会及び小樽市除雪業務共同企業体連絡協議会より、最低保障金額の引上げについての要望書の提出がありました。

内容といたしましては、最低保障額の算定に当たり、地域総合除雪で70%、雪処理場管理業務で60%としている保障比率の引上げについて、他都市の状況を鑑み現行制度の見直しをお願いしたいとの内容の要望書でございます。

○千葉委員

今回の算出方法そのものなのかというふうに思いますけれども、最低保障額の算出における人件費相当額について、もう少し具体的に説明をお願いしますか。

○（建設）維持課長

最低保障制度の算出における人件費相当額についてですけれども、最低保障算出用設計書に計上するオペレーターや助手などの人件費に係る全ての経費を想定しております。

○千葉委員

同じく機械固定費相当額の固定費というのは、具体的にはどのような経費をいうのか。

さらに、ここには諸経費というのもあるのでありますけれども、これについても説明をお願いします。

○（建設）維持課長

機械固定費相当額とは、最低保障算出用設計書に計上されるグレーダーやタイヤドーザーなどの全ての機械本体と、バケットやプラウなどの機械装置の損料額のうち、運転損料である変動費を減じた固定費を対象としております。

分かりやすく申し上げますと、固定費というのは、除雪機械が稼働しても稼働しなくてもかかる経費ということになるかと思えます。諸経費につきましては、保障対象となる直接業務費を対象として率計算される共通仮設費、現場管理費、一般管理費と言われている通常の工事の諸経費と一緒にありますけれども、こちらを諸経費としております。

○千葉委員

人件費相当額というのは、要は、出勤しなくてもしても確保しなければならない人の人件費ですとか、固定費というのは、例えば償却費や税金など、そういうものが含まれるということによろしいのですよね。

○（建設）維持課長

人件費につきましてはそのとおりでございます。設計書に計上される全ての人件費ということでございます。

機械固定費相当額につきましては、今おっしゃられたとおり、機械経費の中で機械損料というものがございまして、償却費と維持修理費と管理費の三つに分かれていますのでありますけれども、償却費の2分の1と管理費を今回最低保障額における機械固定費相当額ということで算出したいというふうに考えてございます。

○千葉委員

小樽市ではそのようにしたということで理解をいたしました。

それで、特に今のいろいろな説明を聞いて、除雪機械を保有する受注者というのは、固定費の保障がなければ本当に受注には慎重になるものなのだなというふうにも理解をさせていただきました。そこで、今回説明していただいた算出方法で最低保障額を算出すると、割合はどのくらいと想定されるのか。昨年度までの地域総合除雪が70%、雪処理場・雪堆積場管理業務が60%、その他の除雪業務は60%ということでありましたけれども、今回はどのようなのか、お示しいただけますか。

○（建設）維持課長

当該年度の設計書及び最低保障額につきましては現在積算中でございますので、具体的にお示しすることはできないのですが、昨年度の実績で試算をさせていただきますと、地域総合除雪業務の7地域平均として約72%、雪処理場管理業務では約69%ということで試算をさせていただいております。現行制度は、今申し上げたとおり、地域総合除雪70%、雪処理場等管理業務、その他業務で60%ですけれども、現行制度よりは割合としては上がる見込みでございます。

○千葉委員

要望にあったとおり少し上がるということと、それが適正であるかどうか今回聞かせていただきましたので、

これが実際どうなるかということは今後またお聞かせいただきたいというふうに思っています。

最後なのですけれども、小樽市としてはこのように算出方法を決定したということでありますが、ほかの自治体の算出方法や保障割合についても参考にした事例などがあれば、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）維持課長

今回の最低保障制度の見直しに際しまして、北海道や札幌市などほかの自治体の調査をさせていただきました。最低保障額の算出方法や割合につきましては多種多様でございまして、一概には申し上げられませんが、今回の見直しに際しましては、小樽市としては、北海道の算出方法を参考にしながら、小樽市独自の考え方も加味して策定したという状況でございます。

○千葉委員

◎測量業務の発注における不適切な事務処理について

次に、測量業務の発注における不適切な事務処理についてお伺いをしたいと思います。

今回の不適切な事務処理など職員によるミスということは、ほかのところでも続いていることに対して、市民の声を代弁すると大変遺憾であるというふうに思っておりますし、私としてもそのように思っているのと、なぜなのだろうかなという心配もしているところです。

初めに、成果品については業務完了とされたということでありすけれども、この成果品と業務完了との事務処理の突合というのはどのようになっているのか説明をお願いします。

○（建設）用地管理課長

成果品の突合についてでございますけれども、完了時は、当然、原課においても、担当者、係長、課長、検定時においては検定員が、提出成果一覧表と提出された成果品を見比べて検定を行っていくということになりますので、この点については不適切な事務が行われたということで認識しているところでございます。

○千葉委員

今の答弁だと、どんどん上の方というか、係長、課長、次長、皆さんが中身を見て、本当にきちんと完了しているということを確認して業務完了とするという理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

当然、担当者がまず成果品の提出を受けて中身をチェックし、それを係長が、その後課長がということで、課の中で全て完了しているということを確認した上で、検定という次のステップに進んでいきますので、その段階で、本年4月に成果品の提出があったのですけれども、中を見た限りでは、やはり不適切な部分があったということで認識をしているところでございます。

○千葉委員

ということは、逆に、このミスが発生したというのは、中身を見ていなかったということなのですね。確認です。

○（建設）用地管理課長

中身については、どの段階で誰が見てというのも記録が残っていないものですから、詳細については答弁できませんけれども、その点が不十分であったということは間違いはないかと思います。

○千葉委員

そういうふうになると、ほかの成果品も大丈夫かというふうにも思ってしまうますが、ほかは大丈夫ですよということを確認させてください。

○（建設）用地管理課長

用地管理課で発注された測量成果品につきましては、平成23年まで遡りまして全て内容を確認したところ、問題ないということで認識しております。

○千葉委員

本件にかかわらず、例えば委託した業務の一部が何らかの理由で未実施になる場合も現実には全くないとは言えないと思いますけれども、こういった場合の本来の経手というのはいかに進んでいくのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

年度内であれば、工期延期をして、その期間内で納めていただくという方法もございますし、設計変更によって、できなかった部分を減額して終わらせるという方法もあると思っております。

○千葉委員

今回、先ほど御報告があったとおり、測量業務を受注した測量会社に対して、未実施であった委託料について、金額の確定と返済の相談をしているという御報告だったかというふうに思いますけれども、返済をしていただける見込みについてはどのような話が行われているのか、それは見込みがあるのかどうか、その辺についてはいかがですか。

○（建設）用地管理課長

令和2年8月28日に履行していない部分の業務項目を確認する検定を実施したところでございまして、その中で、確定ではございませんけれども、ある程度このぐらいの金額になろうかという部分はお示しして、その時点では、払う、払わないというような御回答はいただけておりませんが、今後はその辺の確認も含めて事務作業を行っていく形になろうかと思っております。

○千葉委員

これは再発防止について、今後どうしていくかということが非常に重要かというふうに思っていますが、この不適切な事務処理の説明、報告があったときには、再発防止策については2点あって、さらに検討中ということでありました。再発防止についてはどのように考えているのか、現時点での対策についてお聞かせ願えますか。

○建設部長

今回の不適切な事務処理についての再発防止策について、私から答弁をさせていただきます。

先ほど高木委員からも、なぜ10年間も時間がかかってしまったのかというお話もございました。原因として考えられるのは、冬期間に測量をしなければならないような時期に、そもそも外で作業をやる業務をその時期に発注したという問題がまず一つございます。

それともう一つは業務の完了検査です。先ほどから指摘を受けておりますけれども、それだけの人が見ていて何で気づかなかったのかということがございます。恐らく、これは10年前のことなので確かなことは分かりませんが、そういった時期に発注してしまったという小樽市の発注時期の遅れがあったということもあって、業者とのお話の中で、未実施の部分については雪解け後速やかに成果品を提出してくださいというような、多分そのような約束がされたのではないかなど。当時の担当者から直接聞いたわけではないのですが、そういった推測をさせていただきます。

それが結果的には、なかなか業者に対応していただけなくてこういうことになったのですが、ただ、一番大きな問題は約10年にわたってこれが表に出なかった。というのは、あくまでも今回の件については、異動で人が替わっているのですが、何とか課内で解決しようということで取り組んできてしまって、上司、要は次長、部長への報告がなかったというのが一番大きなところだと思います。人事異動で替わった課長は、それぞれの立場で何とかしようというふうに努力はされたと思うのです。業者に対して念書を取ったり、約束をもらったりとか、いろいろなことはやっていたのですが、結局それがどうしようもなくなってというか、結局、私に報告があったのが令和2年4月2日です。

私も昨年、建設部長になって1年たっているのですが、1年間この報告は受けていなかったのですが、現在の課長が約1年間何とかしようと思って努力したが結局無理だということで、次長、部長に報告したということ

です。ですから、途中10年間の間に、次長、部長へ報告が上がってれば、恐らくそこで適切な判断、どうすべきかという判断が下されたと思います。その報告がなかったというのがやはり一番大きな問題です。

それは報告する側も悪いのかもしれませんが、報告を受ける側も、報告のしづらい雰囲気とか、そういったものがあつたのかというふうには思いますので、そういった意味では、今後、改善策、再発防止策としては、発注時期を改めることはもちろん、検定員も2人にして、複数にして検定することはもちろん、そのほかに異動時の引継ぎを、上司が立会いをするのはもちろんなのですが、部内で、たとえ担当員であろうが、係長であろうが、そういった引継ぎの内容を部の上のほうまできちんと共有するということが一番大事ではないかというふうに思っています。

さらに、こういったことがこれだけ大きな問題になるのだということをも今の職員についてもしっかり認識してもらおうということで、職場ミーティングをやって、こういったことになれば、とにかく上司に報告するのだということ徹底するように、再発防止策に努めてまいりたいというふうにご考えてございます。

本当に、このたびこういった不適切な事務処理をしたということを変更しておわび申し上げたいと思うのですが、何とかこういったことが二度と起きないように、当然これは部内だけではなく、市長も言っていました、庁内といいますか市内部全体でも同じことなのですから、こういったことが起きないように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○千葉委員

今、建設部長から答弁いただいたとおり、何とかしようというのがいつの間にか、起きたことが非常に重大なことが、ただただ何とかしよう、何とかしようで10年間過ぎてしまったのかというふうに思いますけれども、これ自体は、何人検査する人を増やしたとしても、お一人お一人の意識が変わらなければまた同じようなことが起きる可能性もありますので、またしっかりと建設部長の下で体制を整えていただければというふうに思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時06分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○林下委員

◎JR小樽駅前広場再整備基本計画について

JR小樽駅前広場再整備基本計画の策定の関係なのですが、若干、考え方をお話ししたいと思うのですが、御承知のように、小樽駅の駅前広場というのは、歩行者とバスとタクシー、そして一般の車両の通行区分が混在する、バッティングするという長い間の懸案事項でありましたから、この解決についてはやはり急ぐ必要があると、これは私がJRの現職の時代からの懸案事項でもありましたし、非常に大事な課題だというふうに思って、議員になってからも再三にわたってこの問題は取上げてまいりました。

今やっとJR小樽駅前広場再整備検討委員会が設置されて動き始めたということで、私も安堵をしているのですが、実はかつて小樽駅自体を大規模なリニューアルをしたことがありまして、それに併せて何かこの問題

を解決できないかということで、私も議会で一度取上げたことがあるのですが、残念ながら、当時の考え方といいますか、J R北海道は歴史的な景観を生かしてリニューアルをしたのですが、当時はなかなか小樽市との再整備の考え方がかみ合わなかった。それで、現実にはほとんど議論がないままに終わったのですが、現在は、J R北海道の役員も替わっておりますし、経営環境も大きく変わってきていますから、一概には言えないのですが、この問題の解決には、J R北海道の理解と協力が欠かせないのではないかなというふうに、当時のことを今思っております。

そういった意味で、私も何としてもこれはこの機会にきちんと解決をするべき課題だというふうに思っておりますので、全面的に協力をしたいと思うのですが、心配なのは現状でJ R北海道との連携だとか意思の疎通というのが十分に図られているのか、その点について、若干現状をお示しいただければと思いますけれども、いかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（英明）主幹

先ほど少しお話がありましたJ R小樽駅前広場再整備検討委員会の委員の中にも、J R北海道の本社の方が委員になっているのと、あと、小樽駅の駅長も委員になって検討委員会の中に参加して、一緒に議論させていただいているところでございます。

先ほど交通事業者とのヒアリングというお話がありましたけれども、J R北海道とも事前に、今の駅前広場の中でいろいろな管理協定とかも結んでおりますので、その中で、整備するに当たりまして多少関係してくるものから、個別に協議しているところでございます。

○林下委員

この問題については私も関心を持ってやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

◎除排雪計画について

まず、除排雪計画で、車道の除雪計画路線第1種から第3種、歩道の除雪計画路線AからC、排雪計画路線AからCということで、例年との違いや、見直しをした点などの変更点があれば説明を願いたいと思います。

○（建設）維持課長

除排雪路線の延長等における例年との違いや変更点として、車道除雪につきましては、石狩湾新港地域などにおける道路の継続に係る延長の増、歩道除雪につきましては、実際の作業実態を勘案した種別の変更を行い、排雪路線の計画につきましても、投入排雪路線に位置づけていた箇所を運搬排雪に変更するなど、作業実態を勘案した種別の変更を行ったところでございます。

○林下委員

令和2年度の除排雪計画では、これまで町内会などからいろいろな要望が出ていたと思うのですが、その要望についてはどの程度反映をされていますか。

○（建設）維持課長

町内会などからの御要望につきましては、道路継続に係る除雪要望があった路線を反映するとともに、学校などから要望のありました主要交差点の雪山処理の箇所を4か所増やすなど、一定程度、御要望につきましては反映されたものと考えているところでございます。

また、計画延長等には反映されておりませんが、除排雪作業の方法等につきましては、町内会などからいただいた御要望を参考にさせていただきながら作業に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

○林下委員

非常にいろいろ努力をされたということで受け止めておきたいと思っております。

それで、持続可能な雪対策の推進では、最低保障制度の見直しに着手されたということは理解をしておりますけれども、人件費相当額の見直しが人件費に正確に反映をされていることが非常に大切だというふうに思うのです。

が、先ほどもほかの委員から御質問がありましたけれども、その点についてはどのような考え方でおられますか。

○（建設）維持課長

最低保障制度につきましては、今回、制度制定から約10年が経過し、改めて適正な算出方法を算定する必要があると判断したことから、見直しに着手したものでございます。今回の見直しで、従前の契約額に一律の最低保障割合を乗じて算出する方法から、各契約ごとに最低保障額算出用設計書を作成し、最低保障額を算定する方法に変更したいと考えております。

保障内容といたしまして、設計書に計上されている人件費相当額と機械固定費相当額を保障することになり、人件費につきましては、当該年度の設計書に記載されている人件費の全ての項目に対し公共工事設計労務単価を使用することから、適切に反映されていると考えているところでございます。

○林下委員

先ほどもそういった答弁がありましたから、私どももそのように受け止めているのですが、人材を確保する、持続可能な除雪体制をつくっていく上では非常に重要な要素だと思っていますので、ぜひその点に心していただきたいというふうに思います。

次に、地域総合除雪業務における再委託条件の緩和について、大雪や感染症などの不測の事態に備えて再委託条件を緩和するというふうになってはいますが、これはこれで非常に理解をできるところなのですが、例えば前に私が取上げておりますけれども、異業種の参入についても窓口を広げることは考えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○（建設）建設事業室主幹

異業種の参入ということでございますけれども、雪対策基本計画では、除雪事業者の確保を具体的取組として位置づけております。市内には民間のみの除排雪を行っている事業者も活動しておりますので、市への除雪業務への登録を促すなど幅広く民間の除雪事業者を確保したいと考えてございます。

○林下委員

私は前回の当委員会で、農業だとか、そういった能力も活用するべきではないかという話をしたのですが、これからの除雪体制を維持していく上で広く人材を確保していくという立場で、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、近年では非常に少雪、暖冬傾向というのが顕著に続いておりますけれども、今年度の除排雪計画はどのようなシミュレーションの基に計画をされたか、その点についてお示しください。

○（建設）維持課長

今年度の除排雪計画につきましては、おおむね平成30年度の気象状況と除排雪作業を想定して作業計画を立てております。30年度の実績といたしまして、おおむね降雪量につきましては4メートル程度、累積積雪深で5,000センチメートル・日程度を想定しているところでございます。

○林下委員

これはなかなかまだ長期予報も出ていませんし、推測は難しいのだろうなというふうには想定はしてはございますけれども、近年の台風の状況だとか、気象庁の発表によれば、今年の冬はどういう現象が起きるのかなかなか推測し難いというような分析も出ておりますので、ぜひ持てる力を最大限に発揮できるような準備を進めていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

次に、除雪懇談会では、例年、地域の実情によりいろいろな要望が出ていると思うのですが、それについての取組は反映されているかどうか、説明をお願いいたします。

○（建設）建設事業室主幹

雪対策基本計画の策定に際しまして、懇話会、分科会等で地域の実情は様々であるという御意見をいただいております。

ります。この計画の中でも、地域の実情に応じた雪対策の推進を方向性としてお示しさせていただいています。市全体を一律的な考え方ではなくて、地域の実情に応じて、地域の皆さんと相談しながら一緒に解決策を考えてまいりたいと思います。

○林下委員

これは、私もここ数十年といいますが、最近の状況を見ていると、同じ小樽市内でも、人口が減っているところと、何とか維持しているところ、そういう地域差も出てきていると思うのですが、それに伴って人の移動も変わってきていると、あるいは商業施設もできるとか、いろいろな変化が生じておりますので、それに伴う地域の要望というのはこれからも変化してくるのではないかとこのように想定をしております。ぜひそういうことも踏まえて、これから計画を実行に移していただきたいと思います。

それで、雪対策基本計画について、市民の協働が大きな要素となるということはこれまでも言われてきておりますし、我々も地域で生活をして、あるいは町内会だとか、そういったものに関わっていると、いかに住民の理解が進むか、その考え方が非常に除雪というのは大きく関わってくるというふうに思うのですが、市民の理解と協力を得るための取組というのですか、その点についてどうお考えですか。

○（建設）建設事業室主幹

市民との協働については、雪対策基本計画では、市民との協働による雪対策の推進を重点施策として柱立てしております。地域で支え合う雪対策の推進と、地域の実情に応じた雪対策の推進を取組の方向性として考えてございます。新たな取組については、モデルケースや小規模なエリアを設定して、まず試行しながら課題等を整理して、全市的に展開してまいりたいと考えております。

また、地域の方々とさらなるコミュニケーションを図り、地域の実情に応じた雪対策、除排雪作業の工夫などを地域の皆さんと相談しながら、連携協力の下、協働の取組として進めたいと考えてございます。

○林下委員

これからのスケジュールも含めて大変な作業になると思いますけれども、ぜひ頑張ってこの雪対策基本計画をしっかり実現していただきたいというふうに思っております。

◎水道料金及び下水道使用料改定に係る検討状況について

次に、水道料金と下水道使用料改定に係る検討状況について、先ほど説明がありましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で収益が大幅に減少して、水道料金及び下水道使用料改定については、私はほぼ絶望的ではないかというふうに思って受け止めました。今後、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いて、業務用が少し回復の兆しが見えても、基本水量・基本料金の見直しに向けた、先ほどお話がありましたように、基本的な考え方は堅持をすべきではないかというふうに私は思います。

そこで、収益状況は落ち込みのピークは過ぎた、回復基調にあるという分析ですけれども、業務用の今日までの収益状況と今後の見通しについてお示してください。

○（水道）業務課長

業務用の今日までの収益状況ということでございまして、今日お配りしている報告資料の「2収益の状況」は、家事用等を含めた全体の数字になっておりますけれども、このうちの特に業務用に絞った増減の状況ということで答弁いたしますが、まず水道料金は、4月が前年度比1,200万円の減、5月が1,910万円の減、6月が2,450万円の減、7月が1,620万円の減、7月までの累計で7,180万円の減というふうになります。

同じく下水道使用料ですけれども、4月が820万円の減、5月が1,630万円の減、6月が1,550万円の減、7月が1,390万円の減、7月末の累計で5,390万円の減というふうになっております。

今後の見通しということでのお話もございましたけれども、国のG o T oキャンペーンの関係の効果が今後期待されるということもございまして、一方で、冬に向けて感染の第3波の拡大ということも懸念されていることもご

ございますので、経済活動の状況というのは今よりも回復する、あるいは悪くなる、どちらもあり得るのだろうと思うのです。ですので、今日の報告資料等の中では、収益の推計ということで、直近の対前年度の増減率を試算したものをお示ししておりますけれども、正直申しまして、私どもの収益の今後の見通しというのは、こうなるだろうということを今の段階でお示するのは非常に難しいというような状況でございます。

○林下委員

それでは、業務用の各業態別の収益状況というのは集計されているかどうか。それについて、もし集計されていれば御説明をお願いいたします。

○（水道）業務課長

水道局の集計している業種区分ということになりますので、一般的な経済ものの統計などとは少し違うのですが、その中で、基本的には全ての業種で前年同月よりは減少しているという状況があるのですが、特に減少が大きいということで一般的に言われるような宿泊業関係、飲食業の関係、それから、物販店、小売店などを含めたサービス業という区分を水道局で集計しているのですが、その区分の消費税抜きの7月までの累計額で減少額を申し上げます。まず水道が、宿泊業の関係で2,120万円の減、金額でいうと規模の関係があるのでパーセントも申し上げますけれども、これが7月末の累計で前年度よりも59.9%の減少ということになっています。同じく飲食業の関係が、7月累計で金額だと900万円の減、パーセントだと36%の減というふうになっております。サービス業の関係で小売店等含めた部分ですが、7月累計で2,170万円、パーセントだと21.1%の減となっております。

同じく下水道ですが、宿泊業で7月の金額だと1,820万円、パーセントで52%の減、飲食業で7月累計で650万円、33.7%の減となっております。サービス業で7月累計で1,210万円、17.5%の減となっております。

今申し上げたパーセントは7月の累計でございますけれども、一番ピークというか底の状態ですと、例えば宿泊業ですと70%近い減だとか、飲食業では50%近い減というときもありまして、それよりは今は、直近の月では回復はしてきているのかと思いますけれども、ただ、引き続き宿泊業、飲食業については、まだまだ減少の幅が大きいような状況ということでございます。

○林下委員

今いろいろ業態別にお話ししていただきましたけれども、何とか引っ張っていく業界があれば、それに追いつくような結果になればいいなというふうに思って聞いていましたが、本来こういった議論は経済対策の分野になると思うのですが、何としても、今、水道事業に限らず小樽市経済全体も低迷をしている状況で、行政として、単に補助金だけではなくて、例えば先ほどお話があったような、札幌市ではホテル業界などのいろいろな業界が、札幌市民の利用を訴えながら、テレワークに利用してくださいとか、市内のホテルを利用してくださいとか、いろいろなキャンペーンをやって一定の成果を上げているというふうに言われております。そういった意味では、行政が一体となってこの状況を少しでも改善していくために、いろいろなアドバイスとか情報発信というのは非常に大事だと私は思います。

これは答弁は要りませんが、ぜひそういう観点で、例えば業務用の水量が落ちている、どうやって回復するのだということを小樽市全体の中で議論していただいて、いろいろな対策の参考にしていただくような取組をお願いしたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○小貫委員

○議案第22号小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について

まず、議案第22号について質問をいたします。

先ほど報告がありましたけれども、1条追加ということになっている。特例を追加するという説明でした。その条文の中で、建築基準法施行令第128条の6第1項に該当する区画部分というふうになっているのですが、これについて説明してください。

○（建設）建築指導課長

建築基準法施行令第128条の6第1項に該当する区画部分といいますのは、床や壁が火災による延焼を抑制する性能を有しました準耐火構造で造られ、また、窓や扉につきましては、火災による炎を遮る性能を有したもので区画された人が継続的に使用する部屋であります居室等の部分のことをいいます。

○小貫委員

耐火構造の関係だということなのですが、ここで少し疑問に思うのは、なぜ建物全体ではなくて、区画という表現をされているのかであり、それは大体どういう範囲になるのか説明してください。

○（建設）建築指導課長

区画といいますのは、建物全体ではなくて、例えば階の一部分、ワンフロアの一部の部屋、居室等の範囲ということでございます。

○小貫委員

なぜ建物全体ではなくて、1フロアとか、区切られたところでの規定になっているのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

建物全体そして階全体というのが、今までの避難安全検証法ということで規定がありました。今回の改正によりまして、国の技術的知見が蓄積されたということもございまして、一部の部屋についても避難安全検証法で対応が可能であり、今回の法改正になったということでございます。

○小貫委員

先ほどの説明では、第22条第1項と第2項で規定している建物、マーケットや飲食店の内装制限を緩和するというふうにしてありまして、この内装制限の緩和というのはどういう意味なのか、説明してください。

○（建設）建築指導課長

内装制限といいますのは、建築基準法では、一定の規模ですとか建物用途について、居室などの内装の仕上げについて、例えば燃えにくい材料を使いなさいなどと使用を定めた内装制限というのがございます。今回の改正で、避難上の安全を確保することによってその内装制限を適用除外とできるというような規定でございます。

○小貫委員

燃えにくい材料を使ったところの規定を除くと。避難が確保されればということなのですが、そうしたら、燃えやすくなるというふうには私は今、捉えたのですが、なぜ燃えにくい材料を使う規定を除くのか。先ほど答弁が少しあったような気もするけれども、もう一度お願いします。

○（建設）建築指導課長

燃えにくいものを適用除外にする。もともとの内装制限の目的といいますのは、火災の延焼を防止して、避難上の安全性の確保をするといったことが内装制限の目的でございます。今回の改正によりまして、内装制限の目的であります居室者の避難上の安全を検証ということで、避難安全検証法ですけれども、中にいる人の安全を確保することが確かめられた場合に、この内装制限の規定を適用除外するといったものでございます。

○小貫委員

でも、従来の基準のほうが、その区画というのは延焼しにくいのですよね。

○（建設）建築指導課長

従来の基準は、先ほども答弁しましたけれども、火災の初期の延焼防止、避難の安全性を確保ということでござ

いますが、この規定の中では、避難安全検証というのは、まず燃えにくい準耐火構造で区画されたということがございますので、その点では、内装制限を緩和することによって安全性が阻害されるというようなことではないと考えてございます。

○小貫委員

でも、そういう耐火構造で造られていても、その中の部分、天井とかには、不燃材というか、そういうのを使いなさいというのが現状の規定でいいのですよね。

○（建設）建築指導課長

そのとおりです。今までは、建物の様態、規模によっては内装制限という規定はかかってございます。

○小貫委員

やはり燃えやすくしてしまうという規制緩和ではないかと思うのですが、安全性の担保というのはこれで取れると考えているから出しているのだと思うのだけれども、その理由を説明してください。

○（建設）建築指導課長

内装制限の緩和をして安全性の担保が取れるかということでございますけれども、今回の条例改正につきましては、もともと法の政令改正に伴って改正するものでございます。先ほども答弁しましたが、国でこれまで蓄積された技術的知見というのを整理した結果、建築物の区画部分について火災時の煙を遮蔽することが可能であるということで、今回、一部の区画を避難安全検証法で安全性の確認ができるということで、国で政令改正をしたものでございます。

そのため、区画避難安全検証法によって、煙の高さが床面から1.8メートル、要は人の背の高さなのですけれども、人の背の高さのところまで煙が下降する時間、そして、その部屋にいる人の避難の時間を計算しまして、避難が終了する時間のほうが短いという安全性を確認した上で、内装制限の規定を適用除外とするということなので、安全性というのはそこで担保されていると考えてございます。

○小貫委員

少し気になったのが、先ほどからしきりに出ている区画避難安全検証法は前々からそういう考えがあったのですか。

○（建設）建築指導課長

呼び方は区画避難安全検証法というのですけれども、避難安全検証法というのはもともと規定が平成12年からございまして、これまで建物全体での検証、そして階全体、ワンフロア全体での検証ということでありました。

今回の改正につきましては、1部屋の区画だけでも避難安全検証法の適用が可能になったということで、区画避難安全検証法ということが今回規定されたということでございます。

○小貫委員

◎陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について

次に行きます。陳情の関係です。

毎回の議会で一通り陳情の進捗状況を聞いていますけれども、まず陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてなのですが、前回の答弁では、いろいろ代替案について検討している段階だ、段階とは言わなかったかもしれないけれども、検討しているみたいな話をされていましたが、検討状況について説明してください。

○（水道）管路維持課長

ゴンシロ川流域の上水道についての代替検討状況ということなのですが、今の段階では、冬期間の薬品投入などの維持管理を軽減できるといった案、また温水時の水の確保について、こういったものを提案する予定でございまして。

○小貫委員

まだ提案はできていないけれども、予定だということですね。

もう一つ、チサンカントリークラブ銭函が、夏場の時期では取水量が減るため節水を行っているという話もされていましたが、今年の夏、チサンカントリークラブ銭函というのはどういうふうに対応したのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

その前段に町内会とは電話連絡で対応はしてきたのですが、なかなかこのコロナ禍の中で説明会を開催するということができなかったものですから、これから来月提案していく予定でございます。

チサンカントリークラブ銭函のゴルフ場につきましては、聞き取り調査を行ったのですが、今回新型コロナウイルス対策で大浴場を休止して、シャワーのみを利用していると。利用を制限したため湯水はなかったと聞いております。湯水時の場合については、自社で給水タンク車を手配して対応するという事で聞いております。

○小貫委員

◎陳情第9号行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の策定方について

次に、陳情9号行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の策定方についてに移りますけれども、入船川の河川用地と、今土地を交換するという事で測量をやっていたと思うのですが、その状況について説明をお願いします。

○（建設）用地管理課長

令和2年6月17日から2年9月10日までの履行期間で測量業務を発注していたところですが、地権者との協議に時間を要するため、2年11月30日まで履行期間を延長し、作業を行っていく予定でございます。

河川敷地の面積が把握できましたので、地権者とは近日中に交換についての協議を始める予定でございます。

○小貫委員

協議も含めて11月30日までという形なのか、測量がまだ終わってなくて、11月30日に測量が終わるといふようになるのか、もう少し今のところ詳しく。

○（建設）用地管理課長

表示を起こす河川敷地自体が確定しておりまして、中を分筆する作業は地権者との協議で、この位置で分筆していかどうかという部分を確認してからの分筆になり、その辺は協議を行ってからという作業が残っておりますので、11月30日までの間でその辺は全て解決したいと考えております。

○小貫委員

根本的に入船川の使用のところが、この問題が解決すれば、大体陳情の1項目めはおおむね解決されるのではないかというのが以前の答弁だったと思うのですが、例えばそういうことになると、陳情の中にあるのは、例えば開口部を開けて雪を捨てるという作業がありますけれども、それは結局、土地が交換されたら基本的に誰でも雪を捨てていいのか、その辺はいかがなのでしょう。

○（建設）用地管理課長

交換された後、雪を捨てる、捨てないという話でございますけれども、この辺については、河川という位置づけもございますので、市から積極的に雪を投げていいとかということはなかなか申し上げられない状況なものですから、それについてはこの場で、いい、悪いということの答弁は少し控えさせていただければと思います。

○小貫委員

前回の当委員会で、それを結局いろいろ対応した後に陳情者に説明をするように求めていましたけれども、これについてはどうなっているのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

前回についても答弁させていただいたのですが、地権者との交渉で合意に至った段階で説明を行わなければならぬと考えております。

○小貫委員

これからだというふうに捉えました。

◎陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について

次に、バス路線のほうに移ります。

陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、前回の当委員会で答弁があった中で、札幌市の特殊運賃区間制度の内容について説明してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

札幌市の特殊運賃区間制度についてですが、簡単に言いますと、小樽市の均一区間の中に2種類の料金があるというふうに考えていただければいいのですが、実際の料金につきましては、1区が210円、2区が240円という形になっております。

○小貫委員

こういうことをバス事業者から、こういうこともあるよということで情報提供を受けたということよろしいのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

そうです。ばるて築港線のことにつきまして、担当者レベルで懇談を行った中で、こういった考えもあるというふうに提案を受けたものでございます。

○小貫委員

いろいろ協議をさせていただいているということだとは思いますが、一番のネックは、バス事業者の財政的負担が生じてしまうという部分があると思うのですが、地域の方からはかなりの要望が上がっているというところで、利用者の立場に立ったならば、例えば試行的に1回、実証実験をやってみて、その乗客数でバス事業者が本当にどの程度負担になるのかというのとも考えてみるなど、そういったもう少し一歩前に市として協力して実施するようなことができないのかどうか、その辺はいかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

今、試行運行ということで御提案があったのですが、これにつきましては全く私どもも提案をしたこともなかったもので、バス事業者にも意見は聞いてみたいと思います。

○小貫委員

◎擁壁改修の工事補助について

また少し質問が変わりまして、擁壁改修の工事補助という項目に移ります。

小樽市内あちこちに高い擁壁、石垣などを組んだ住宅がいろいろありますけれども、高さ2メートル以上の擁壁の上に住宅が建っている建築物というのは小樽市内でどの程度、存在するのでしょうか。

○（建設）水上主幹

小樽市の地形上多数ありまして、詳細の数は把握しておりません。

○小貫委員

多数あるということなので多分、すぐに数えられる程度ではないのだと思うのですが、ただ、ほかの都市を改めて見てみますと、擁壁改修に補助を出しているという自治体が幾つかあるのです。私が紹介したいのは群馬県高崎市とか東京都港区なのですが、この例について紹介をしてください。

○（建設）大門主幹

群馬県高崎市における擁壁改修に係る助成制度についてですが、採択要件としまして、個人住宅に係る道路沿いの高さ2メートルを超える擁壁を築造する工事に対しまして、除却工事及び築造工事に要する費用の2分の1、上限額100万円を補助しております。

また、東京都港区における擁壁改修に係る助成制度についてですが、採択要件としまして、個人住宅、マンション、法人が2メートルを超える擁壁を築造する工事に対しまして、除却工事及び築造工事に要する費用の2分の1、上限額500万円を補助しております。ただし、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内については、上限額を5,000万円としております。

○小貫委員

こうやってやっていると。私が探したところ、道内はまだ探し切れていないのですけれども、そういうことで、今、全国各地で災害が起きていまして、市長が度々備えが大事だと言っていますが、こういう観点から、予期せぬ災害のためにこのような制度もつくっていく必要があるのではないかと思うのですけれども、これについていかがですか。

○（建設）水上主幹

ただいまの御質問ですが、市の財政状況が厳しい中、他都市のように助成制度を設けることは難しいものと考えております。

○小貫委員

ただ、たくさんあるからといって、毎年10件、20件というところが手を挙げてくるわけではないと思うのです。だから、そういう点で、今ほぼゼロ回答でしたけれども、検討していきたいぐらいは言ってほしかったなということをおいて、次の質問に行きます。ぜひ後で検討しておいてください。

◎地籍調査について

次に、地籍の関係に移ります。

住吉町の地籍調査の中で越境物があったところもあるというふうに聞いているのですけれども、一体どのぐらい越境物というのがあったのか説明してください。

○（建設）用地管理課長

越境物については確かに存在しておりますけれども、数については把握しておりません。

○小貫委員

把握していないというのは、数え切れなくて把握していないのか、あまりなかったよというのか、その辺の感触でも分からないものなのですか。

○（建設）用地管理課長

土地を確定していく上で全ての現況を押さえているわけではございませんので、そのため越境物について全て把握できていないというような状況でございます。

○小貫委員

全て把握はしてなくても、例えば地主との協議の中で意見が上がった土地とかというののどのぐらいあったかというの押さえていないですか。

○（建設）用地管理課長

越境物についての御相談を受けたというのは確かにございますけれども、あくまで地籍調査でございますので、越境物の処理に関しては地籍調査の中で整理をしていくものではございませんので、その数については把握していないということと、内容についてもメモ等は取っていないというようなところでございます。

○小貫委員

要は、地籍調査の対象外だという答弁でしたけれども、そうなってくると、この越境物の対応というのはどういふふうにしていくことになるのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

越境物の対応でございますけれども、双方の土地所有者で話し合いをしていただくということになります。

○小貫委員

つまり、地籍調査が終わって、一旦この土地は確定したと。その後で地主同士で話し合っ解決してくださいということによろしいですか。

○（建設）用地管理課長

そのようになります。

○小貫委員

そうなってくると、現況のほうをよしとする場合と地籍調査後のほうをよしとする場合で、あなた判こを押したではないかということで、後でトラブルが出てくるというおそれがあるのではないかと。その辺の市の関与というのは全くなされない感じなのか。

○（建設）用地管理課長

あくまで民有地の話でございますので、市が間に入って解決するものではないということで認識しております。

○小貫委員

ただ、こういうものの場合、判こを押した地主の世代の間だったら、何となく経過が分かるから大体スムーズに行くと思うのですが、今一番問題になってくるのは、今後相続が続いていった場合に、越境物の扱いというのが曖昧になってくることも考えられると思うのですが、そのことについてはどう思いますか。

○（建設）用地管理課長

相続により所有者が替わる、もしくは売買されることにより、そのようなお話になってこようかと思っておりますけれども、売買のときは当然、重要事項説明等で越境物があるなしということを記載しなければならないかと思っておりますので、そういう部分で処理をしていただくという形になろうかと思っております。

○小貫委員

ただ、越境物についてあげるよという立場に地主が立つか、いや、それはうちの土地だというふう立つかで、大分、事が変わってくると思うのです。ここから先になると地籍調査とは大分離れてしまうので、後にしますけれども、そういうことで、地主同士ではなくて、何かその辺道筋をつけてあげる必要があるのかというふうには思います。

今、住吉町地区で一旦、地籍調査というのは止まっている段階にあると思うのですが、次の住ノ江地区というのは来年度に調査が入るといってお考えなのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

住ノ江地区でございますけれども、住吉町地区の課題を整理した上で検討してまいりたいと考えているところでございます。

○小貫委員

質問したのは、来年度に実施するのかということを知ったのですが、来年度には実施しないという答弁だったということによろしいのですか。

○（建設）用地管理課長

来年度に実施する、しないについて、住吉町地区の課題をしっかりと整理していく必要があると考えておりますので、現時点では確定していないということです。

○小貫委員

現時点では来年度に実施する可能性が残っているということによろしいのですか。

○（建設）用地管理課長

あくまでも住吉町地区を今やっている中で、これだけ長い年月をかけてきているということがございますので、そういう部分の課題もしっかり整理した上で、次の地区に入っていかなければならないという部分もありますので、しっかりその課題を整理した上で次の地区に入る、入らないという検討をしなければならぬと考えているところでございます。

○小貫委員

そこが来年度かどうかという話をずっとしているのですけれども、しっかりとした検証を行うのだというのが予算づけもあるから3月に終わったのでは間に合わないと思うのですが、多分年内とかだと思うのですけれども、そういう時間でできるのですかというのはどうなのですか。

○建設部長

今、小貫委員のおっしゃるとおり、やるとなれば来年度の予算要求というのが必要になってきますので、当然、その時期までには確定する必要があるというふうに考えております。ただ、時期的にもう少し時間をかけてその辺は正式に決定をしたいということで、非常に難しいという認識は持っておりますけれども、いろいろ国や道との関係もございますので、その辺についてはもう少し時間をかけて、予算要求までには結論を出していきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○小貫委員

少し耳に挟んだ話では、一時休止するのだという話が聞こえてきたものだから、そうしたら来年入らないということが決まっているのかと私は思ったのですけれども、休止という話にはなっていないんですね。

○建設部長

当然、休止するというのも視野には入ってはおります。ただ、まだ、正式決定という意味では決まっていないので、御理解をお願いいたします。

○小貫委員

私は、この問題をやる前提として、地籍調査を否定しているわけではないということは前々からお話ししているとおりで。ただ、研修会をやっているという話がありましたけれども、少し実際に地籍調査を行うに当たり、難しいところが出てきているのだらうなと思うのです。それで、実施する上でも職員にかなりの経験値が求められているのだらうなというふうに考えていまして、例えば他都市や民間への研修というのは何か考えていたりはないのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

職員の研修についてでございますけれども、引き続き北海道が主催する地籍調査事業説明会への参加、あとは国土交通省の国土交通大学校で行われる国土調査研修などの研修に参加してまいりたいと考えているところでございます。

○小貫委員

研修や講習会というのはよく答弁でもらうのだけれども、それはどういう中身なのですか。実地の研修というか、実際に事業者が行っている現場とかに同席したりはするのですか。

○（建設）用地管理課長

測量の実習もございますし、あと地籍調査全般について講習を受けるというような形もございます。

あと、他都市の方も皆さん大勢集まっておりますので、その中での情報交換なども行っていく形になっております。

○小貫委員

今、住ノ江地区に入るかどうかというのはまだ検討中だという話がありましたけれども、仮に一旦休止するという話になった場合に、国が補助金を出して事業をやっているわけですが、この扱いはどうなるのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

事業を休止した場合は、これまでの調査に要した費用について関係機関と協議を行うことになろうかと思っております。

○小貫委員

関係機関と協議というのを、もう少し詳しく。

○（建設）用地管理課長

北海道が窓口になってございますけれども、そのほか都市部官民調査では国で実施していただいているというのもございますので、北海道、国と調整を図っていかなければいけないものと考えております。

○小貫委員

休止をしてしまうと、調整の結果どうなるのですか。休止のままだと別に変わらないよ、事業を中止するとなったらこうなるよと。休止と中止とでは変えて聞いているつもりなのですが、それはいかがですか。

○（建設）用地管理課長

休止の場合、北海道、国と、返還が必要なのかどうかということも含めて協議をしていかなければならないと考えております。中止ということ自体は視野にないものですから、そちらについては考えておりません。

○小貫委員

◎北海道新幹線の問題について

少しほかにもあるので、新幹線の問題に移りますけれども、私はまず、第2回定例会の本会議で旅客の流動調査について聞きましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響があつて調査業務を見合わせていると答弁があつたのですが、ただ、実施時期を検討するというふうにも言っていたのですが、今はどうなっているのか、お答えください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

こちらは北海道新幹線並行在来線対策協議会において今年度行うということで予算措置しております旅客流動調査についてでありますけれども、当初は、6月をめどに、乗降駅、利用区間の調査として、各駅に調査員を配置しましてOD調査をする予定でありましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で利用が減っているということで実施を見合わせておりました。いつできるかということで様子を見ていたのですが、利用の減少が戻っておらず、また感染防止対策上、調査員による調査が難しいため、調査方法を変えて実施することといたしました。

具体的には、JR北海道が保有します新型コロナウイルス感染症の影響が出る前の令和元年度の各駅の乗降数に平成23年度に行われました旅客流動調査のODの傾向を反映させまして現状のODデータを作成し、それに将来の人口などの変動要素を考慮しまして、新幹線開業以降の第三セクター鉄道の場合、それとバス転換の場合、それぞれの需要予測、収支予測を行うものでございます。

実施時期につきましては、詳細は把握しておりませんが、委託業者が今年度中にデータの作成や将来需要の推計などこういった調査を行うというふう聞いてございます。

○小貫委員

いろいろ長く答弁いただいたのですが、JR北海道が提出する令和元年度のデータと、平成23年度に実際に既に北海道がやった調査を基にしてデータを作るという話だと思っております。そうなってくると、当初予算で計上された北海道新幹線並行在来線対策協議会が発注する調査というのは、その調査自体はないということよろしいのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

北海道新幹線並行在来線対策協議会が発注した調査自体は実施するのですけれども、その内訳としまして、調査員を配置する調査の部分がないということですので、費用につきましては減額になる見通しであります。

○小貫委員

それで、委託業者は今年度程度、時間がかかるというのが今の答弁。つまり、来年4月頃にはどういった結果でしたというのは発表されるということによろしいのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

その調査結果につきましては、今年度末までに出てくるというふう聞いてございます。

○小貫委員

その調査結果が出て、今、第三セクター鉄道にした場合とバス転換にした場合というのを分析、調査しているという話でしたけれども、そうなってくると、小樽市として並行在来線に対してどういう態度を取るのかというのが重要になってくると思うのですが、これはいつ頃に表明していくのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

市といたしましては、このたびの調査を基に、来年度から、あくまで北海道新幹線並行在来線対策協議会の一員としまして、沿線自治体と共に、調査結果の分析ですとか具体的な選択肢の検討を行いまして、方向性を決めていくことになるというふう考えております。

その時期につきましては、これまで開業5年前までということで方向性を決めるとしていただのですが、早く議論に入りたいという協議会の中の意見もありまして、これを前倒ししまして、できるだけ早期に決めていくということが、先月行われました協議会の後志ブロック会議でも確認されたところでございます。

○小貫委員

今の答弁だと、北海道新幹線並行在来線対策協議会の中ではっきりさせるのだという答弁でしたけれども、私としては、協議会で決定する前に、市としてはどういう態度なのだという表明が必要なのだと思っているのですが、そういうつもりはないということによろしいのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

小樽市だけで決められるものではございませんので、あくまで方向性を決定するのは北海道新幹線並行在来線対策協議会ということになろうと考えておりますけれども、ただ、市としましても、調査結果を基に内部で検討しまして、その経過については議会でもお示ししながら、一定の考えを持った上で協議会に臨んでいくというふう考えております。

○小貫委員

北海道新幹線並行在来線対策協議会に臨んで、その結論をできるだけ早く決めるのだということですが、できるだけ早くというのはどの辺りなのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

北海道新幹線並行在来線対策協議会の中では開業5年前までとしていたものを、大体2年程度前倒ししまして令和5年度中ぐらいをめどに協議会として方向性を出していきたいということになってございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

前田清貴委員に移します。

○前田委員

◎測量業務の発注における不適切な事務処理について

測量業務の発注における不適切な事務処理についてということであったかと思いますが、当時の発注金額123万9,000円の回収方法、回収工程、どのような考え方をしているのかについて少しお聞かせください。

○（建設）庶務課長

測量事業者からの回収の方向性といいますか、流れについてということでございますけれども、現在、契約解除を8月末で行いまして、今後、事業者とはその返還について話を詰めていかなければいけないかと思います。そのお話の中で一定程度返していただける確約が取れば、問題ないと思うのですけれども、そこで例えば、いつまでということでも納付書を送っても払われない。そうになりましたら、一般的には裁判になるのでしょうかけれども、ただ、いきなり裁判になりますと時間もお金もかかってしまいます。ですから、裁判に入る前に、一般的な流れとしては調停とかという形も取れるかと思うので、もしお支払いがうまく話がつかないようであれば、一度調停という段取りに入りまして、それでも話がつかなければ、最終的には裁判というような流れが一般的には考えられるかと思います。

○前田委員

これはもう10年ぐらいたっているということなのですからけれども、時効とか、そういうのは発生していないのですか。

○（建設）庶務課長

確かに10年ほど時間はたっておりますけれども、事業者とのやり取りの中で、途中で文書のやり取りをさせていただいた経過がございます。ですから、そこから時効は一度ストップといいますか中断しておりますので、現在、顧問弁護士に確認している限りでは、時効はまだ大丈夫だという認識でございます。

○前田委員

事業者とやり取りがあったということで、時効にはなっていないということなのですからけれども、やり取りの感触というのはどうなのですか。誠意はあるのですか。

○（建設）用地管理課長

感触ということなのですからけれども、8月28日に最終の測量項目について、完了している、完了していないというものを確認をした場に社長もいらっしゃったのですが、その中では、払う、払わないという部分については把握していませんので、感触という部分についてはその場ではっきりと明言をいただけていない部分でございますので、今後、書類を送っていった中でその部分が把握できてくるものと考えております。

○前田委員

それでは今まで10年間何をやってきたのかということにもなるし、事業者が、債権債務の存在というか、認識がないのであればどうしようもないのではないですか。

○（建設）用地管理課長

その場でおおむねの金額については御提示させていただきまして、払うものということの認識は持っていただいているところでございます。

○前田委員

認識はある。それで、いつまでかかるか分かりませんが、債権回収の部署はずっと用地管理課でやるのですか。

○（建設）庶務課長

建設部といたしましては、契約事務は庶務課で行っておりますので、処理的な手続の部分を含めて庶務課でやる部分と、それから、実際の業務の部分、発注している関係もございまして、用地管理課と共同といいますか、そこは連携しながら進めていく形になるかと思います。

○前田委員

これは市民が税金を払えないとか、そういうようなことになると不納欠損として一定の期間が過ぎると処理することになるのですけれども、最終的に最悪の場合はどういう処理になるのですか。

○（建設）庶務課長

現在、まだこちらの測量事業者につきましては法人として存在してございますので、こちらの会社がなくなってしまうというような形になってしまえば、我々としても返していただく先がなくなってしまうので、今、前田委員のおっしゃられたような手続になってくる可能性はございますけれども、現在、窓口、交渉の相手先がございまして、それについては継続してお金を戻していただくような手続を進めていくという形になるかと思えます。

○前田委員

いずれにしても、公金、税金でございますので、早期の回収、解決をお願いいたします。

◎違法建築物について

違法建築物に関連して質問をしていきます。

まず、違法建築物とはどのような実態、状況を指すのか、その概念について御説明ください。

○（建設）水上主幹

都市計画法に基づきで説明させていただきますが、都市計画法の概念としましては、第1条の中に、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」とあります。無秩序な市街化を防止するため同法の第7条に「市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。」ということで規定されております。

○前田委員

毎年パトロールを実施しているというふうに聞いているのですが、そのパトロールの回数とその市内の実態、状況について、区域別にどういう状況になっているのか説明してください。

○（建設）水上主幹

今、市街化調整区域の中の地区別のことで報告させていただきますが、平成27年度の資料が手元になくて、28年度から令和元年度までで答弁させていただきます。

28年度ですが朝里・新光地区はパトロール1回、春香町は10回、星野町1回、銭函3丁目は26回となっており、28年度のパトロール数としましては合計38回となっています。

29年度では朝里・新光地区41回、春香町が18回、星野町が8回、銭函3丁目が40回、合計で29年度は107回となっています。

30年度ですが、朝里・新光地区16回、春香町5回、星野町19回、銭函3丁目15回、合計で55回。

令和元年度になります。朝里・新光地区9回、春香町3回、星野町6回、銭函3丁目12回、合計30回となっています。

○前田委員

地域によってパトロールの回数が随分違うのですけれども、違う理由について説明してください。

○（建設）水上主幹

地区別の対象件数によって変わっていますので、銭函3丁目でいくと、例えば平成27年度でいうと55棟ありました。朝里4丁目・新光地区は22棟、星野町が48棟、春香町が28年度からパトロールをしている関係上、28年度以降の資料しかないのですけれども、12棟と。その地域のバランスによって行く回数が異なっております。

○前田委員

ということは、回数が多いということは違法建築物がある、あったということなのだろうと思います。

今、パトロールの回数を聞いたのですけれども、直近5年間の違法建築物の確認件数は市街化調整区域と市街化

区域に分けてどの程度散見されたのか。

○（建設）水上主幹

市街化調整区域内の棟数を答弁させていただきます。平成27年度が125棟、28年度が152棟、29年度が153棟、30年度が146棟、令和元年度が136棟となっております。

○（建設）建築指導課長

市街化区域内の建築基準法違反ということの件数について答弁させていただきます。

平成27年度なのですが、把握件数としては12件、28年度が10件、29年度が8件、30年度が5件、令和元年度が5件、合わせて40件であり、数値的には減少傾向にあるというふうに考えてございます。

○前田委員

この件数はパトロールで発見するのか、市民からの通報で分かるのか、そして出向いて確認するのか、この辺のところを説明してください。

○（建設）水上主幹

市街化調整区域内について答弁させていただきますが、付近住民からの通報を受けて、市の担当職員が現地に赴いて棟数などを確認しているという状況でございます。

○（建設）建築指導課長

市街化区域内の建築基準法違反の把握ということで説明します。

市民からの電話、例えば隣の建物が建築中だけれども、建築確認が出ているのかというようなことをきっかけにしまして、違法建築物を把握しています。

○前田委員

違法建築物への指導、是正をしていると思うのですが、効果というのはどうなっているのですか。それぞれに分けて。

○（建設）水上主幹

市街化調整区域内の説明をさせていただきますが、先ほど答弁したように、平成29年度の153棟から令和元年度は136棟と17棟減っていますので、やはりパトロールや是正指導、口頭による注意、そういったことである一定の成果は出ているものと判断しております。

○（建設）建築指導課長

市街化区域内の建築基準法違反ですけれども、先ほど平成27年度から令和元年度まで40件の違反を確認したということで報告いたしました。そのうち、違反を発見して我々のほうで口頭指導や指導文書なりを渡して、違反を是正しなさいというようなことの指導をしまして、40件のうちおよそ半分の19件が是正されたということでございます。

○前田委員

指導に従わない方はどうされているのですか。

○（建設）水上主幹

是正に従わない方がもしいらっしゃった場合も、当然、口頭や文書による指導徹底を図り、促して、必ず建物所有者に撤去していただくという観点で都市計画課宅地グループは動いております。

○（建設）建築指導課長

市街化区域内ですけれども、建築指導課としても、従わない者については、粘り強くというか、再度同じように口頭指導や文書等で通知しまして、違反を是正するよう指導をしていっているというような状況でございます。

○前田委員

罰則というのはないのですか。

○（建設）水上主幹

まず、市街化調整区域内の法的措置についてなのですが、前田委員のおっしゃったように、罰則等そういうものについて、悪質性や公益上緊急性の高いものについては当然市として考えていかなければならないのですが、現在市としてはそこまでの判断には至らず、勧告文書等をもって粘り強く指導していく考えであります。罰則については当然でございます。

○（建設）建築指導課長

建築基準法においても罰則規定はございます。罰金の額、懲役刑の年数などは、違反の内容によって様々あります。

○前田委員

執行した事例はありますか。

○（建設）水上主幹

市街化調整区域については過去にございません。

○（建設）建築指導課長

建築基準法についても、私の把握している中では罰則規定を適用したという事例はございません。

○前田委員

ないと。ごね続ける人が得をするということにもなるのだけれども、この辺はどうですか。

○（建設）水上主幹

今前田委員がおっしゃったように、ごね続ける人が得をするということではなくて、今後の指導につきましても、市街化調整区域においては、所有者が不明な建物や、これまで所有者だった方が自分のものではないとか、他人に売ったという主張が多くて、違法建築物に対して是正指導する建物所有者が特定できない状況であることから、所有者を特定するために、付近の方への聞き取りや、関係者と思われる土地所有者への自宅や会社訪問などを通じて粘り強く行っていく考えであります。

○（建設）建築指導課長

建築指導課としても、先ほど、違反是正されていない物件は21件と答弁しました。ごね続ける人が得をするということではございますけれども、建築指導課としては、建物所有者は把握してございますので、その所有者への指導の中で、改善したいという意思表示をされている所有者もいます。ただ、少し時間がかかってはいるのですけれども、そういったような意思表示をされている所有者もおりますので、その辺につきましては粘り強く指導等を繰り返していきたいと考えてございます。

○前田委員

毎年7月に入ると海水浴場が開設されます。この開設に合わせて、無許可で建築された海の家等を含めてパトロールをしているというふうに伺っています。今年の結果はどういう状況であったのか、お聞かせください。

○（建設）水上主幹

今、前田委員がおっしゃったのは、パトロールで何回行ったかとかいうお話でしょうか。

○前田委員

7月に入って海水浴場が開設されると、その前段だと思うのですけれども、海水浴場方面へ向けてパトロールとしまして、違法建築物がないかをよく確認しに行っているのではないかとというふうに私は聞いているのですけれども、今年状況はどうでしたかということ。

○（建設）水上主幹

銭函3丁目周辺地区は、令和元年度が58棟であったところが、2年度のパトロールに行ったときには59棟ということで、1棟増えておりました。

○前田委員

原因、理由は何ですか。

○（建設）水上主幹

市でパトロールを繰り返し行っていたにもかかわらず、1か所、市で把握していないときに小屋のようなものがあつたというふうに認識しております。

○前田委員

銭函3丁目周辺地区は年間何回パトロールしているのですか。

○（建設）水上主幹

銭函3丁目につきましては、平成28年度が26回、29年度が40回、30年度15回、令和元年度12回なので、平均で年間20回程度行っております。

○前田委員

20回パトロールしてもつかみ切れないということですか。

○（建設）水上主幹

把握できなかったことは大変申し訳ないと認識しております。

○前田委員

パトロールの効果はなかったということになりますね。

それで、パトロールは市だけで行っているわけではないと思うのですけれども、どういう団体が同行してパトロールしていますか。

○（建設）水上主幹

先ほど前田委員のパトロールについて効果がなかったということについて、少し答弁させていただきたいのですが、パトロールを通じて全体的な数が全地区において落ちてきていて、銭函3丁目については少し増えたということで答弁させていただきます。

市の取組方については、北海道及び小樽警察署と連携して、市内では観光振興室、建築指導課、保健所と一緒に取り組みまして、年1度の合同パトロールを実施しております。

○前田委員

今、警察という話が出ましたけれども、警察も同行しているのであれば、どのような見解を持っておられるのですか。

○（建設）水上主幹

令和2年度のパトロールについては、警察が当日キャンセルということで同行できなかったのですが、警察の方が入れれば、違法建築物に対しては協力的な態度を示してくれるのですが、年に1度しか警察もパトロールの調整してもらえない状況であります。

○前田委員

警察の見解はどのような見解になっているのですか。

○（建設）水上主幹

警察の対応としましては、先ほど前田委員がおっしゃったような罰則とか、そういうことではなくて、市としては、建物所有者自ら撤去していただくことを促すのが一番いい解決策だと考えておりますので、警察が強行的に何か動いたりとか、そういうことを市としても現在ではそこまで求めているのではなく、先ほど答弁したとおり、悪質性や公益性とかの問題がないと判断していることから、市としては何とか相手にやってもらうという考えで行っています。

（「委員長、すみません。ああいうふうにというのでは私もよく中身が分かりません。ああいうふ

うにしてもらっているというのでは、よく分からないのです。」と呼ぶ者あり)

○委員長

すみません、もう一度答弁をお願いします。

○（建設）水上主幹

北海道と市で、警察も入っていただいているというのは、一つ大きな目的としては、海の家を管理されている方々というのはいろいろな方がいらっしゃいまして、反社会勢力的な感じの威圧的に来られる方もいらっしゃいます。そういう方がいらっしゃいますので、警察の方も同行していただいて、そういう威圧的な態度のときには、警察の方に前面に出ていただいて、話をさせていただくという仲裁的なところを大きな目的として同行していただいているというところでございます。

○委員長

警察が取締りを行っているわけではないということですね。

（「そうです。」と呼ぶ者あり）

○前田委員

なかなか難しいところがあるのだらうと思いますけれども、先日の新聞を見ていると、その中で、「17年前から海の家の営業をしている、今さらそういうことを言われても困る」という内容の記事が載っていました。17年間違法建築物で営業していることになるのですけれども、先ほども指導しているというが、一向に効果がないように思うのですけれども、特効薬的な部分は何か考えていないのですか。

増えている部分もあるし、結果的にはいちごっこの部分、ごね続ける人が得をするといったことが継続されているのです。それで、この問題は海の家もわかりですし、それ以外にも市街化調整区域のところにも建物があるのは私も承知していますので、何とかしてほしいというのが私の質問の趣旨でございますけれども、毎年のように同じことの繰り返し、全然進歩がないなど。私もこの世界は長いだけでも、随分こういう大きな問題もあった。どうでしょう、建設部長、何か決意。職員の指導というか、ただパトロールしてこいということではなくて、こういう違法建築物を1件でも毎年減らしていくという決意ですよ。これは、建設部長と同じように、パトロールに行く職員も同じ気持ちで行かないと、なかなかこの問題は解決できないのではないかと思います。

だから、これは内に外に含めて、やはり相当な決意を持って取りかからないと、この問題は是正、改善はされないただろうと私は思います。そこで建設部長の気合の入った御答弁を期待して質問を終わります。

○建設部長

決意ということでおっしゃってありますが、若干言い訳させていただきたい部分がございます。市街化調整区域につきましては、数としては一番増えたときから見れば17棟減ってはいます。減るのですけれども、また別なところでいつの間にかできてしまうというようなこともあって、先ほど言っていた、いちごっこというのはございます。

我々が今一番苦労しているのは、市街化調整区域の建物というのは未登記の建物がほとんどなのです。そうすると、建物所有者を特定することができないのです。そういった中で、現場に行って、使っている人に建物所有者を聞くと、いや、私ではない、違う、この人だとか、いろいろな情報はもらうのですけれども、そこに当たっていくとまた違うということで、要は指導する相手を決めることが一番難しいところなのです。それにどうしても時間がかかっている。私は建設部にいますから、彼らがどういう仕事をしているかというのはよく見ているのですけれども、本当に建物の所有者を特定するのに物すごい手間をかけてやっています。結果として、3年前から17棟減ったということなのですが、その17棟を減らすだけでも本当に手間がかかっています。

こういった少し言い訳をさせていただいた後で、前田委員のおっしゃるとおり、このままが本当にいいのかという問題がございますので、それはやはり別な方法として、もっと効率的な方法があるのかないのかということは検

話しなければならないと思いますけれども、根が深いということだけは少し御理解をいただいて、我々としては精いっぱい、粘り強くこれらの物件がなくなるように取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○委員長

前田清貴委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時46分

再開 午後5時02分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第22号は否決、陳情第4号ないし陳情第6号はいずれも採択を求め討論します。

初めに、議案第22号小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案です。

防火性能の規制緩和で市民の安全確保に影響があります。

陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について及び陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方については、バス路線に関する陳情で、市は今バス事業者と協議をしています。バスロケーションシステムに6,000万円が投入され、さらにバス事業者には国や市の補助が入ることになります。事業者は公共交通の担い手として小樽市と協力していくことが求められています。

陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてです。

地域住民は、水道の整備ではなくても安全な水の供給を求めているということでした。代替案を示し、補助制度をつくることなどが必要です。

いずれも願意妥当であり、採択を求めます。

以上、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第22号並びに陳情第4号及び陳情第6号について、一括採決いたします。

議案第22号は可決と、陳情第4号及び陳情第6号は継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

陳情第9号及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。